

南房総市国民健康保険 第3期 データヘルス計画 第4期 特定健康診査等実施計画

令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）



目次

第1章 基本的事項	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 標準化の推進	3
4 計画期間	3
5 実施体制・関係者連携	3
第2章 現状の整理	4
1 南房総市の特性	4
(1) 人口動態	4
(2) 平均余命・平均自立期間	5
(3) 産業構成	6
(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）	6
(5) 被保険者構成	6
2 前期計画等に係る考察	7
(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察	7
(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察	8
第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出	10
1 死亡の状況	11
(1) 死因別の死者数・割合	11
(2) 死因別の標準化死亡比（SMR）	12
2 介護の状況	14
(1) 要介護（要支援）認定者数・割合	14
(2) 介護給付費	14
(3) 要介護・要支援認定者の有病状況	15
3 医療の状況	16
(1) 医療費の3要素	16
(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率	18
(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率	22
(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率	25
(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況	27
(6) 高額なレセプトの状況	29
(7) 長期入院レセプトの状況	30
4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況	31
(1) 特定健診受診率	31
(2) 有所見者の状況	33
(3) メタボリックシンドロームの状況	35
(4) 特定保健指導実施率	38
(5) 受診勧奨対象者の状況	39
(6) 質問票の状況	43
5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況	45
(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成	45
(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況	45

(3) 保険種別の医療費の状況.....	46
(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率.....	47
(5) 後期高齢者の健診受診状況.....	47
(6) 後期高齢者における質問票の回答状況.....	48
6 その他のこと.....	49
(1) 重複服薬の状況.....	49
(2) 多剤服薬の状況.....	49
(3) 後発医薬品の使用状況.....	50
(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率.....	50
7 健康課題の整理.....	51
(1) 健康課題の全体像の整理.....	51
(2) わがまちの生活習慣病に関する健康課題.....	53
(3) 一体的実施及び社会環境・体制整備に関する課題.....	54
第4章 データヘルス計画の目的・目標.....	55
第5章 保健事業の内容.....	56
1 保健事業の整理.....	56
(1) 重症化予防.....	56
(2) 生活習慣病発症予防・保健指導.....	59
(3) 早期発見・特定健診.....	61
(4) 社会環境・体制整備.....	63
第6章 計画の評価・見直し.....	65
1 評価の時期.....	65
(1) 個別事業計画の評価・見直し.....	65
(2) データヘルス計画の評価・見直し.....	65
2 評価方法・体制.....	65
第7章 計画の公表・周知.....	65
第8章 個人情報の取扱い.....	65
第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項.....	66
第10章 第4期 特定健康診査等実施計画.....	67
1 計画の背景・趣旨.....	67
(1) 計画策定の背景・趣旨.....	67
(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向.....	68
(3) 計画期間.....	68
2 第3期計画における目標達成状況.....	69
(1) 全国の状況.....	69
(2) 南房総市の状況.....	70
(3) 国の示す目標.....	75
(4) 南房総市の目標.....	75
3 特定健診・特定保健指導の実施方法.....	76
(1) 特定健診.....	76
(2) 特定保健指導.....	78

4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組.....	79
(1) 特定健診	79
(2) 特定保健指導	80
5 その他	81
(1) 計画の公表・周知	81
(2) 個人情報の保護	81
(3) 実施計画の評価・見直し	81
参考資料　用語集	82

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」ことが示された。これを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、保険者は、「健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行う」ものとされた。

その後、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられ、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進する。」と示された。

こうした背景を踏まえ、南房総市では、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、データヘルス計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行うこととする。

2 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、「被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するもの」とデータヘルス計画策定の手引きにおいて定義されている。（以下、特定健康診査を「特定健診」という。）

また、同手引きにおいて、「計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく基本方針を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健事業の実施計画（以下「後期高齢者データヘルス計画」という。）、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画と調和のとれたものとする」ことが求められている。

南房総市においても、下記の他の計画との整合を図り、各計画における関連事項及び関連目標を踏まえ、データヘルス計画において推進、強化する取組等について検討していく。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
南房総国保	第2期データヘルス計画						第3期データヘルス計画					
	第3期特定健康診査等実施計画						第4期特定健康診査等実施計画					
南房総市	第1次健康づくり推進計画						第2次健康づくり推進計画					
	第7期 介護保険事業計画	第8期 介護保険事業計画	第9期 介護保険事業計画									
県	健康増進計画「健康ちば21(第2次)」						健康増進計画「健康ちば21(第3次)」					
	県医療費適正化計画（第3期）						県医療費適正化計画（第4期）					
	県国民健康保険運営方針						第2期県国民健康保険運営方針					
後期	第2期データヘルス計画						第3期データヘルス計画					

3 標準化の推進

データヘルス計画が都道府県レベルで標準化されることにより、共通の評価指標による域内保険者の経年的なモニタリングができるようになるほか、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することで、これらの業務負担が軽減されることが期待されている。南房総市では、千葉県等の方針を踏まえ、データヘルス計画を運用することとする。

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

5 実施体制・関係者連携

南房総市では、被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、国保部局、健康推進部局が協力し、関係部局や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定する。計画策定後は、計画に基づき効果的・効率的な保健事業を実施して、個別の保健事業の評価や計画の評価をし、必要に応じて計画の見直しや次期計画に反映させる。また、後期高齢者医療部局や介護保険部局、生活保護部局（福祉事務所等）と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開する。

計画の策定等に当たっては、共同保険者である都道府県のほか、国保連や国保連に設置される保健事業支援・評価委員会、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係者等、保険者協議会、後期高齢者医療広域連合、健康保険組合等の他の医療保険者、地域の医療機関や大学等の社会資源等と連携、協力する。

本計画は、被保険者の健康の保持増進が最終的な目的であり、その実効性を高める上では、被保険者自身が主体的かつ積極的に健康増進に取組むことが重要である。このため、パブリックコメントをおして被保険者の意見を本計画に反映させる。

第2章 現状の整理

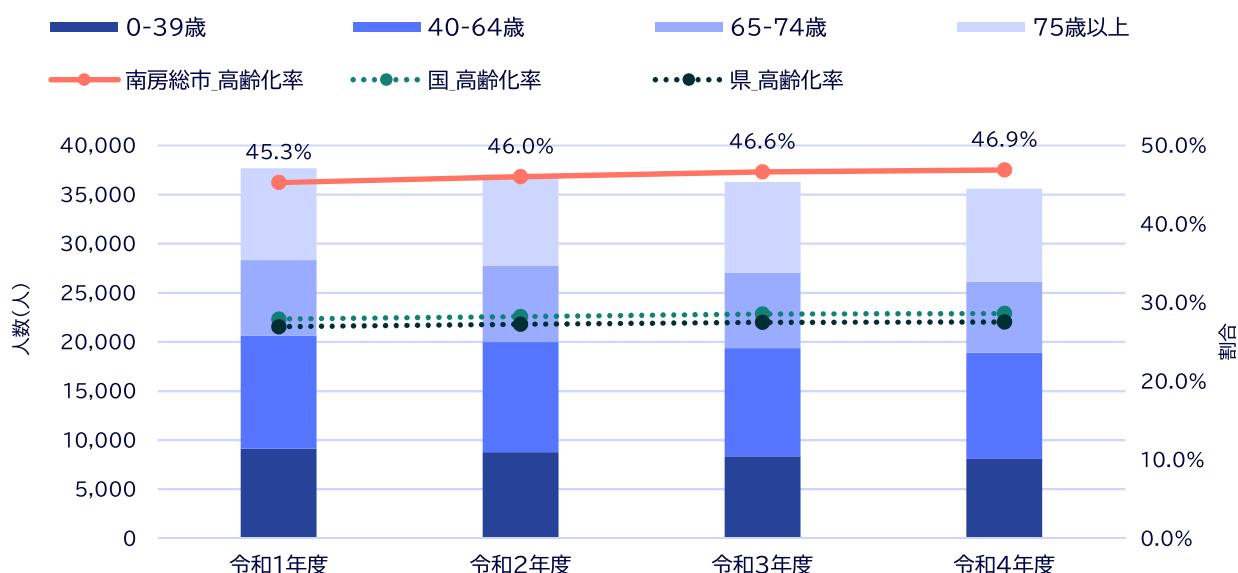
1 南房総市の特性

(1) 人口動態

南房総市の人口をみると（図表2-1-1-1）、令和4年度の人口は35,593人で、令和元年度（37,684人）以降2,091人減少している。

令和4年度の65歳以上人口の占める割合（高齢化率）は46.9%で、令和元年度の割合（45.3%）と比較して、1.6ポイント上昇している。国や県と比較すると、高齢化率は高い。

図表2-1-1-1：人口の変化と高齢化率



	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
0-39歳	9,121	24.2%	8,772	23.7%	8,339	23.0%	8,063	22.7%
40-64歳	11,502	30.5%	11,213	30.3%	11,016	30.4%	10,842	30.5%
65-74歳	7,697	20.4%	7,790	21.0%	7,671	21.2%	7,199	20.2%
75歳以上	9,364	24.8%	9,249	25.0%	9,242	25.5%	9,489	26.7%
合計	37,684	-	37,024	-	36,268	-	35,593	-
南房総市_高齢化率	45.3%		46.0%		46.6%		46.9%	
国_高齢化率	27.9%		28.2%		28.5%		28.6%	
県_高齢化率	26.9%		27.2%		27.5%		27.5%	

【出典】住民基本台帳 令和元年度から令和4年度

※国及び県及び南房総市に係る数値は、総務省が公表している住民基本台帳を参照しているため各年度の1月1日の人口を使用している（住民基本台帳を用いた分析においては以下同様）

(2) 平均余命・平均自立期間

男女別に平均余命（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均余命は80.4年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.3年である。女性の平均余命は86.9年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.9年である。

男女別に平均自立期間（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均自立期間は78.8年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.3年である。女性の平均自立期間は83.7年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.8年である。

令和4年度における平均余命と平均自立期間の推移（図表2-1-2-2）をみると、男性ではその差は1.6年で、令和元年度以降ほぼ一定で推移している。女性ではその差は3.2年で、令和元年度以降ほぼ一定で推移している。

※平均余命：ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、下表では0歳での平均余命を示している

※平均自立期間：0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間

図表2-1-2-1：平均余命・平均自立期間



【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB帳票を用いた分析においては以下同様）

※表内の「同規模」とは、人口規模が同程度の市町村を指す

図表2-1-2-2：平均余命と平均自立期間の推移

	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
令和元年度	80.6	79.1	1.5	87.2	84.1	3.1
令和2年度	79.9	78.5	1.4	87.8	84.6	3.2
令和3年度	80.2	78.7	1.5	87.0	83.7	3.3
令和4年度	80.4	78.8	1.6	86.9	83.7	3.2

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

(3) 産業構成

産業構成の割合（図表2-1-3-1）をみると、国と比較して第一次産業比率が高く、県と比較して第一次産業比率が高い。

図表2-1-3-1：産業構成

	南房総市	国	県	同規模
一次産業	20.5%	4.0%	2.9%	10.7%
二次産業	15.2%	25.0%	20.6%	27.3%
三次産業	64.3%	71.0%	76.5%	62.0%

【出典】KDB帳票 S21_003-健診・医療・介護データからみる地域の健康課題 令和4年度 累計

※KDBシステムでは国勢調査をもとに集計している

(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）

被保険者千人当たりの医療サービスの状況（図表2-1-4-1）をみると、国と比較していずれも少なく、県と比較して診療所数、病床数、医師数が少ない。

図表2-1-4-1：医療サービスの状況

(千人当たり)	南房総市	国	県	同規模
病院数	0.3	0.3	0.2	0.4
診療所数	2.2	4.0	3.0	3.4
病床数	44.0	59.4	47.0	65.8
医師数	3.2	13.4	10.5	9.4

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※病院数・診療所数・病床数・医師数を各月ごとの被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである

※KDBシステムでは医療施設（動態）調査及び医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに集計している

(5) 被保険者構成

被保険者構成をみると（図表2-1-5-1）、令和4年度における国保加入者数は9,936人で、令和元年度の人数（11,365人）と比較して1,429人減少している。国保加入率は27.9%で、国・県より高い。

65歳以上の被保険者の割合は53.9%で、令和元年度の割合（52.5%）と比較して1.4ポイント増加している。

図表2-1-5-1：被保険者構成

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
0-39歳	1,716	15.1%	1,577	14.3%	1,465	13.9%	1,434	14.4%
40-64歳	3,687	32.4%	3,445	31.3%	3,271	31.0%	3,151	31.7%
65-74歳	5,962	52.5%	5,982	54.4%	5,821	55.1%	5,351	53.9%
国保加入者数	11,365	100.0%	11,004	100.0%	10,557	100.0%	9,936	100.0%
南房総市_総人口	37,684		37,024		36,268		35,593	
南房総市_国保加入率	30.2%		29.7%		29.1%		27.9%	
国_国保加入率	21.3%		21.0%		20.5%		19.7%	
県_国保加入率	21.7%		21.2%		20.6%		19.6%	

【出典】住民基本台帳 令和元年度から令和4年度

KDB帳票 S21_006-被保険者構成 令和元年から令和4年 年次

※加入率は、KDB帳票における年度毎の国保加入者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

2 前期計画等に係る考察

(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察

第2期データヘルス計画の中長期目標及び短期目標について、下表のとおり評価した。

【評価の凡例】

○「指標評価」欄：5段階

A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難

	項目名	開始時	目標値	実績値					指標評価
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
中長期目標	糖尿病による人工透析者の減少	23人	-	23人	21人	23人	25人	21人	C
	脳血管疾患の罹患者の減少（罹患率）	3.6%	-	3.6%	3.3%	3.2%	3.7%	3.4%	C
	虚血性心疾患の罹患者の減少（罹患率）	3.3%	-	3.3%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	C
	がんの早期発見、早期治療による医療費の抑制（5がん医療費平均）（円）	6,059,467		6,059,467	6,944,746	6,217,817	6,337,940	5,881,725	C
	筋骨格系疾患による要介護（要支援）認定者の減少	56.2%	-	56.2%	55.9%	55.0%	56.9%	57.3%	D
	平均寿命と健康寿命の差の減少（男女平均）	2.2	-	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	D
短期目標	特定健診受診率の増加	44.3	50%	44.3%	34.4%	21.8%	30.4%	33.9%	B
	フレッシュ健診受診率の増加	13.1%	-	13.1%	10.4%	7.1%	9.5%	10.4%	B
	がん検診受診率の増加（5がん平均）	14.34%	-	14.34%	12.88%	11.12%	12.28%	11.98%	C
	健診結果をふまえた適正受診勧奨機会の増加（健診後の健康相談延べ人数）	131人	-	131人	44人	27人	53人	72人	B
	生活習慣病重症化予防のための健康教育の充実（生活習慣病予防教室受講延べ人數）	72人	-	72人	57人	36人	28人	60人	B
	運動習慣定着のための周知・体験機会の増加（楽ラク筋トレ教室受講人數）	96人	-	96人	148人	54人	46人	127人	B
振り返り① データヘルス計画全体の指標評価の振り返り									
平均余命、平均自立期間共に延伸がみられる（例えば65歳男性0.76年、0.74年増）。また、健康寿命の目安となる平均余命と平均自立期間の差については、男女ともに増加しており介護・療養等を必要とする期間が延びていると推定される。									
振り返り② 第2期計画全体をとおしてうまくできていた点									
特定健診受診率については、平成30年度に人工知能（AI）を活用した受診勧奨を業務委託し実施したこと、未受診者や不定期受診者の受診が増えた。									
振り返り③ 第2期計画全体をとおしてうまくできていなかった点									
令和元年度に房総半島台風の被害及び新型コロナウイルス感染症の影響により、各保健事業の縮小、中止が余儀なくされ、効果が途絶えてしまった。									
振り返り④ 第3期計画への考察									
令和元年度における台風被害、新型コロナウイルス感染症の影響により、各保健事業の縮小、中止が余儀なくされ、効果が途絶えてしまったものがあるが、今後も社会情勢を注視しながら、体験機会を増やし、継続して実施していくことで目標を達成できるよう努めていきます。									

※目標値を設定していない項目については「-」にて表記している

(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察

第2期データヘルス計画における個別事業について、下表のとおり評価をした。

【評価の凡例】
○「事業評価」欄：5段階 A：うまくいっている B：まあうまくいっている C：あまりうまくいっていない D：まったくうまくいっていない E：わからない
○「指標評価」欄：5段階 A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難

① 生活習慣病発症予防・保健指導

事業タイトル	事業目標	事業概要		事業評価													
特定保健指導	メタボリックシンドロームに着目し、食生活・運動習慣を改善することで内臓脂肪を減少させ、生活習慣病予防に資する。	保健師、管理栄養士による3か月以上の継続した個別支援を実施（業務委託）。					C										
ストラクチャー	プロセス																
<実施体制> 保険年金課：業者委託の検討、データ準備、事業対象者の抽出、事業の効果検証・評価 健康推進課：業者委託の検討、介入対象者の決定、電話・訪問による保健指導の実施 <関係機関> 健康推進課、委託業者、千葉県国民健康保険団体連合会	内臓脂肪型肥満に着目し、メタボ該当者や予備群を対象に、生活習慣病の改善を行うことにより、生活習慣病や重症化による心臓疾患、脳血管疾患などの発症リスクの低減を図る。																
アウトプット																	
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	指標評価									
特定保健指導実施率	17.4%	目標値	50%	50%	50%	50%	50%	C									
		実績値	17.4%	21.4%	22.9%	15.7%	14.3%										
アウトカム																	
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	指標評価									
メタボ該当者率	20.3%	目標値	-	-	-	-	-	C									
		実績値	20.3%	21.2%	24.0%	23.0%	21.9%										
メタボ予備群該当者率	12.0%	目標値	-	-	-	-	-	C									
		実績値	12.0%	12.5%	13.1%	13.6%	12.4%										
振り返り 成功・促進要因			振り返り 課題・阻害要因														
受講者は、特定健診の始期の年代よりも、70歳前後の人が多い。			毎年該当になる方への支援。 若年選定者を受講へ結びつける。														
第3期計画への考察及び補足事項																	
<ul style="list-style-type: none"> ・若年選定者を受講へ結びつける。 ・無関心層、関心期にある対象への支援。 ・2回目以降の選定対象者へ日手的な感情を持たず、主体的に目標設定を行い、モチベーション低下を招かないよう指導展開を行う。 																	

※目標値を設定していない項目については「-」にて表記している

早期発見・特定健診

事業タイトル	事業目標	事業概要					事業評価	
特定健康診査	生活習慣病の発症・重症化予防	40～74歳の南房総市国民健康保険加入者に対する健診の実施					C	
ストラクチャー	プロセス							
<実施体制> 保険年金課及び健康推進課：各地区の保健センター等での集団健診及び指定医療機関での個別健診を実施・医療機関管理中の者について検査結果連絡票（みなし検診）としてデータを受領 <関係機関> 安房医師会、安房地域医療センター、千葉県国民健康保険団体連合会	メタボリックシンドローム及びそれに伴う各種習慣病予防を目指した健康診査により自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善につなげること。							
アウトプット								
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	指標評価
特定健診受診率	44.3%	目標値	50%	50%	50%	50%	50%	C
		実績値	44.3%	34.3%	21.7%	30.4%	33.9%	
アウトカム								
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	指標評価
メタボ該当者率	20.3%	目標値	-	-	-	-	-	C
		実績値	20.3%	21.2%	24.0%	23.0%	21.9%	
メタボ予備群該当者率	12.0%	目標値	-	-	-	-	-	C
		実績値	12.0%	12.5%	13.1%	13.6%	12.4%	
振り返り 成功・促進要因	振り返り 課題・阻害要因							
令和元年度に房総半島台風の被害及び令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大による影響により集団健診中止や縮小により、受診率が大幅に減少となった。	令和4年度より、集団健診を予約制による実施を開始したが、年齢階層別の受診率をみると、59歳以下が20%台と低い状態である。							
第3期計画への考察及び補足事項								
受診率向上に有効である人工知能（AI）を活用した受診勧奨を用いて、さらに効果的・効率的な内容を検討し、受診率が低い59歳以下を中心に継続して実施していく。その他のがん検診との同時実施を検討する。健診実施方法及び受診勧奨を検討する。								

※目標値を設定していない項目については「-」にて表記している

第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

第3章においては、死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、地域における健康課題を抽出する。

社会全体の健康や病気の進行は、しばしば、川の流れに例えられる。厚生労働省は、生活習慣病の進行を川の上流から下流まで5段階に分け、レベルが進むごとに下流に流され、流された先には生活機能の低下や要介護状態が待っていることを図で示している。

第3章では、より多くの人が川の上流で健やかに生活できるよう課題を抽出し、施策の検討につなげるため、川のどの位置にどのくらいの人がいて、どのような疾病構造になっているか等について、死亡、介護、医療、健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析する。また、データ分析に際しては、保健事業における介入によって予防可能な疾患という観点から生活習慣病に着目し、川の下流に位置する重篤な疾患として主に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針にもあげられている「虚血性心疾患」「脳血管疾患」「慢性腎臓病（透析あり）」に、川の上流に位置する基礎疾患として「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」に焦点をあてる。

まず、第1節では死亡に関するデータを分析する。

第2節では介護に関するデータを分析する。

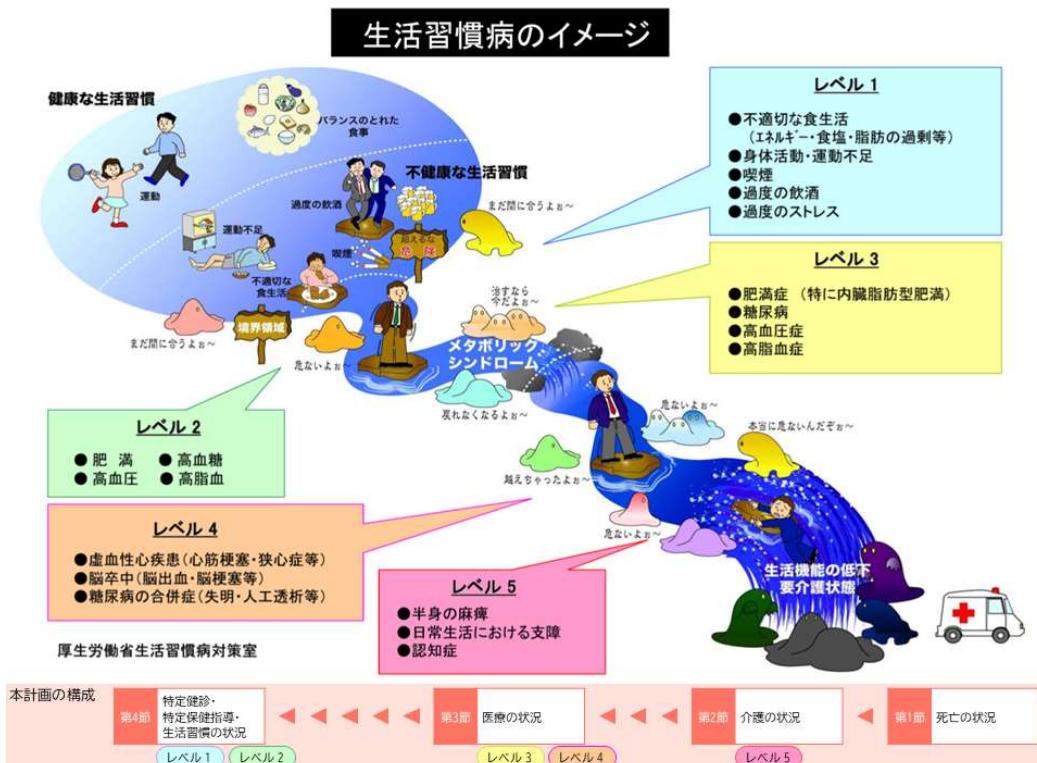
第3節では入院と外来に分けて医療費について医療費の3要素に分解して分析した後、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病に焦点をあて、前述の重篤な疾患と基礎疾患に分けてデータを分析する。

第4節では、さらに上流に遡り、特定健診や特定保健指導に関するデータと医療に関するデータを組み合わせて分析する。

第5節では、後期高齢者医療制度との接続を踏まえ、介護データと後期高齢者データを分析する。

第6節では、重複服薬や多剤服薬、後発医薬品などの分析を行う。

これを踏まえ、第7節において、地域における健康課題の全体像を整理した後、生活習慣病に関する健康課題とその他の健康課題について長期的評価指標及び短期的評価指標を設定する。



【出典】厚生労働省 新たな健診・保健指導と生活習慣病対策 一部改変

※生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症と進行に関与する疾患群」を指す

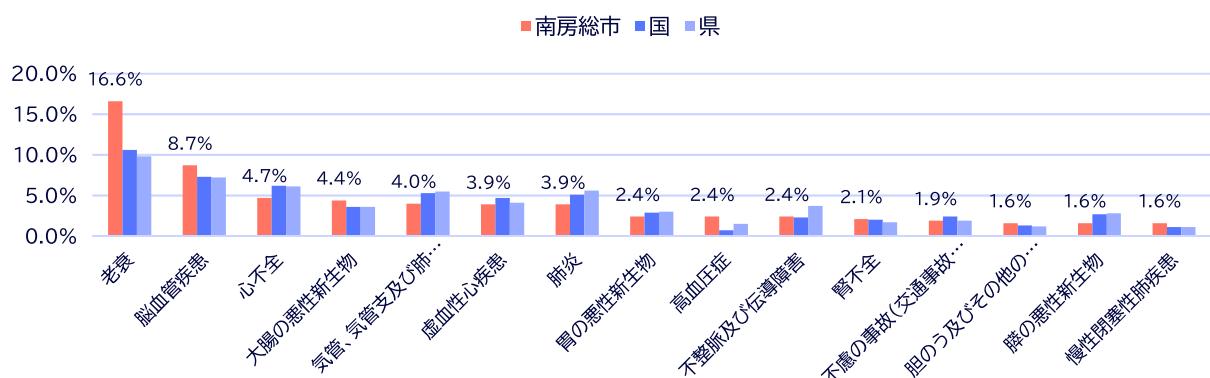
1 死亡の状況

(1) 死因別の死者数・割合

まず、死亡の状況について概観する。令和3年の人口動態調査から、国保被保険者以外も含む全住民の死因別の死者数を死因順位別にみると（図表3-1-1-1）、死因第1位は「老衰」で全死者の16.6%を占めている。次いで「脳血管疾患」（8.7%）、「心不全」（4.7%）となっている。死者数の多い上位15死因について、全死者に占める死因別の死者数の割合を国や県と比較すると、「老衰」「脳血管疾患」「大腸の悪性新生物」「高血圧症」「腎不全」「胆のう及びその他の胆道の悪性新生物」「慢性閉塞性肺疾患」の割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病の重篤な疾患に焦点をあてて死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第6位（3.9%）、「脳血管疾患」は第2位（8.7%）、「腎不全」は第11位（2.1%）と、いずれも死因の上位に位置している。

図表3-1-1-1：死因別の死者数・割合



順位	死因	南房総市		国	県
		死者数(人)	割合		
1位	老衰	124	16.6%	10.6%	9.8%
2位	脳血管疾患	65	8.7%	7.3%	7.2%
3位	心不全	35	4.7%	6.2%	6.1%
4位	大腸の悪性新生物	33	4.4%	3.6%	3.6%
5位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	30	4.0%	5.3%	5.5%
6位	虚血性心疾患	29	3.9%	4.7%	4.1%
6位	肺炎	29	3.9%	5.1%	5.6%
8位	胃の悪性新生物	18	2.4%	2.9%	3.0%
8位	高血圧症	18	2.4%	0.7%	1.5%
8位	不整脈及び伝導障害	18	2.4%	2.3%	3.7%
11位	腎不全	16	2.1%	2.0%	1.7%
12位	不慮の事故（交通事故除く）	14	1.9%	2.4%	1.9%
13位	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	12	1.6%	1.3%	1.2%
13位	脾の悪性新生物	12	1.6%	2.7%	2.8%
13位	慢性閉塞性肺疾患	12	1.6%	1.1%	1.1%
-	その他	283	37.8%	41.8%	41.3%
-	死亡総数	748	-	-	-

【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

(2) 死因別の標準化死亡比 (SMR)

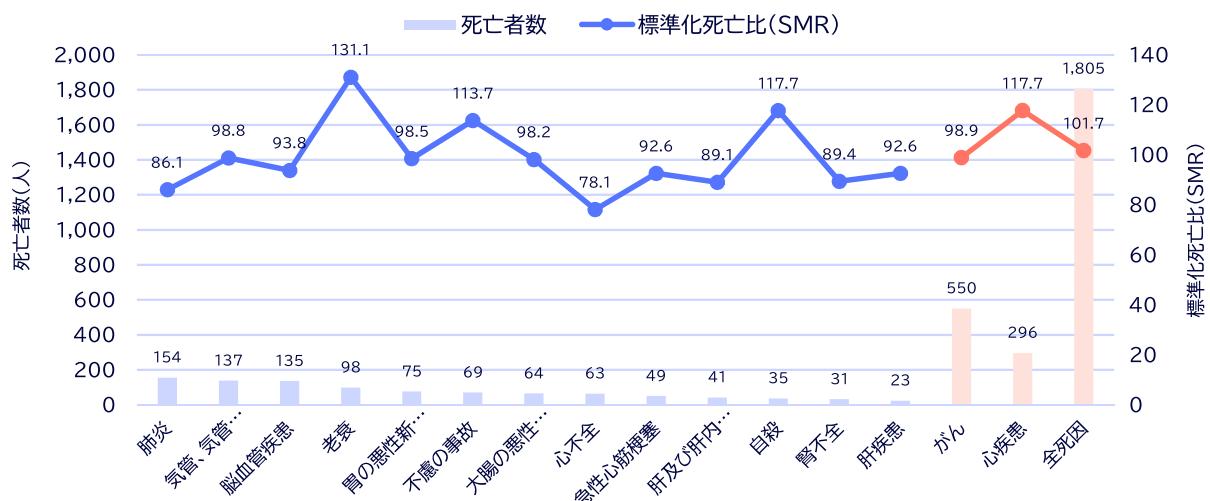
平成25年から平成29年までの累積疾病別死者数（図表3-1-2-1・図表3-1-2-2）をみると、男性の死因第1位は「肺炎」、第2位は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」、第3位は「脳血管疾患」となっている。女性の死因第1位は「老衰」、第2位は「脳血管疾患」、第3位は「肺炎」となっている。

国・県と死亡状況を比較するため年齢調整を行った標準化死亡比（SMR）を求めるとき、男性では、「老衰」（131.1）「不慮の事故」（113.7）が高くなっている。女性では、「老衰」（153.4）「不慮の事故」（103.5）「急性心筋梗塞」（100.7）が高くなっている。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあててSMRをみると、男性では「急性心筋梗塞」は92.6、「脳血管疾患」は93.8、「腎不全」は89.4となっており、女性では「急性心筋梗塞」は100.7、「脳血管疾患」は95.5、「腎不全」は86.1となっている。

※標準化死亡比（SMR）：基準死亡率（人口10万対の死者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死者数と実際に観察された死者数を比較するものである。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される

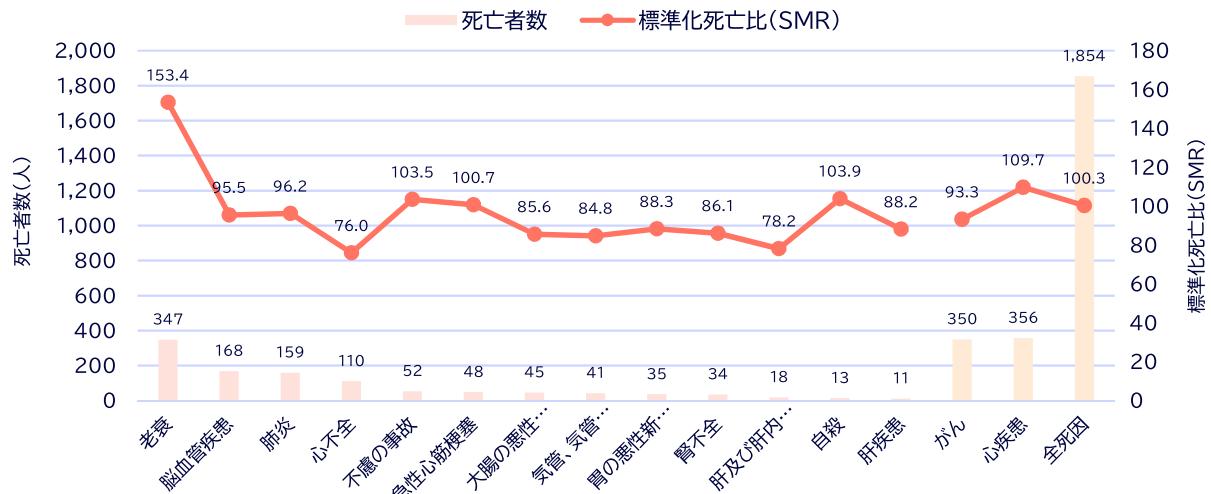
図表3-1-2-1：平成25年から平成29年までの死因別の死者数とSMR_男性



順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			南房総市	県	国
1位	肺炎	154	86.1	104.0	100
2位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	137	98.8	94.8	
3位	脳血管疾患	135	93.8	94.5	
4位	老衰	98	131.1	107.2	
5位	胃の悪性新生物	75	98.5	101.9	
6位	不慮の事故	69	113.7	81.9	
7位	大腸の悪性新生物	64	98.2	99.5	
8位	心不全	63	78.1	117.8	

順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			南房総市	県	国
9位	急性心筋梗塞	49	92.6	101.5	100
10位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	41	89.1	91.2	
11位	自殺	35	117.7	98.2	
12位	腎不全	31	89.4	89.4	
13位	肝疾患	23	92.6	84.9	
参考	がん	550	98.9	96.6	
参考	心疾患	296	117.7	115.0	
参考	全死因	1,805	101.7	97.4	

図表3-1-2-2：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_女性



順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			南房総市	県	国
1位	老衰	347	153.4	109.9	
2位	脳血管疾患	168	95.5	99.3	
3位	肺炎	159	96.2	114.1	
4位	心不全	110	76.0	115.6	
5位	不慮の事故	52	103.5	83.1	
6位	急性心筋梗塞	48	100.7	99.7	
7位	大腸の悪性新生物	45	85.6	96.9	
8位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	41	84.8	97.3	

100

順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			南房総市	県	国
9位	胃の悪性新生物	35	88.3	96.3	
10位	腎不全	34	86.1	85.5	
11位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	18	78.2	89.6	
12位	自殺	13	103.9	102.3	
13位	肝疾患	11	88.2	96.5	
参考	がん	350	93.3	97.5	
参考	心疾患	356	109.7	112.9	
参考	全死因	1,854	100.3	100.9	

【出典】厚生労働省 平成25～29年 人口動態保健所・市区町村別統計

※SMRの算出に際してはベイズ推定の手法が適用されている

※「がん」は、表内の「がん」を含むICD-10死因簡単分類における「悪性新生物」による死亡者数の合計

※「心疾患」は、表内の「急性心筋梗塞」「心不全」を含むICD-10死因簡単分類における「心疾患」による死亡者数の合計

2 介護の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数・割合

次に介護の状況について概観する。要介護または要支援の認定を受けた人の数・割合（図表3-2-1-1）をみると、令和4年度の認定者数は3,388人（要支援1-2、要介護1-2、及び要介護3-5の合計）で、「要介護3-5」の人数が最も多くなっている。

第1号被保険者における要介護認定率は20.0%で、国・県より高い。第1号被保険者のうち65-74歳の前期高齢者の要介護認定率は4.3%、75歳以上の後期高齢者では31.9%となっている。

第2号被保険者における要介護認定率は0.5%となっており、国・県より高い。

図表3-2-1-1：令和4年度における要介護（要支援）認定区分別の認定者数・割合

	被保険者数 (人)	要支援1-2		要介護1-2		要介護3-5		南房総市	国	県
		認定者数 (人)	認定率	認定者数 (人)	認定率	認定者数 (人)	認定率			
1号										
65-74歳	7,199	103	1.4%	113	1.6%	93	1.3%	4.3%	-	-
75歳以上	9,489	826	8.7%	1,089	11.5%	1,111	11.7%	31.9%	-	-
計	16,688	929	5.6%	1,202	7.2%	1,204	7.2%	20.0%	18.7%	17.6%
2号										
40-64歳	10,842	10	0.1%	17	0.2%	26	0.2%	0.5%	0.4%	0.4%
総計	27,530	939	3.4%	1,219	4.4%	1,230	4.5%	-	-	-

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

KDB帳票 S24_001-要介護（支援）者認定状況 令和4年度 累計

※認定率は、KDB帳票における年度毎の介護認定者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

(2) 介護給付費

介護レセプト一件当たりの介護給付費（図表3-2-2-1）をみると、居宅サービス・施設サービスいずれの給付費も国・県より少なくなっている。

図表3-2-2-1：介護レセプト一件当たりの介護給付費

	南房総市	国	県	同規模
計_一件当たり給付費（円）	64,219	59,662	57,498	70,503
(居宅) 一件当たり給付費（円）	39,548	41,272	39,827	43,936
(施設) 一件当たり給付費（円）	282,366	296,364	294,486	291,914

【出典】KDB帳票 S25_004-医療・介護の結合の経年比較 令和4年度 年次

(3) 要介護・要支援認定者の有病状況

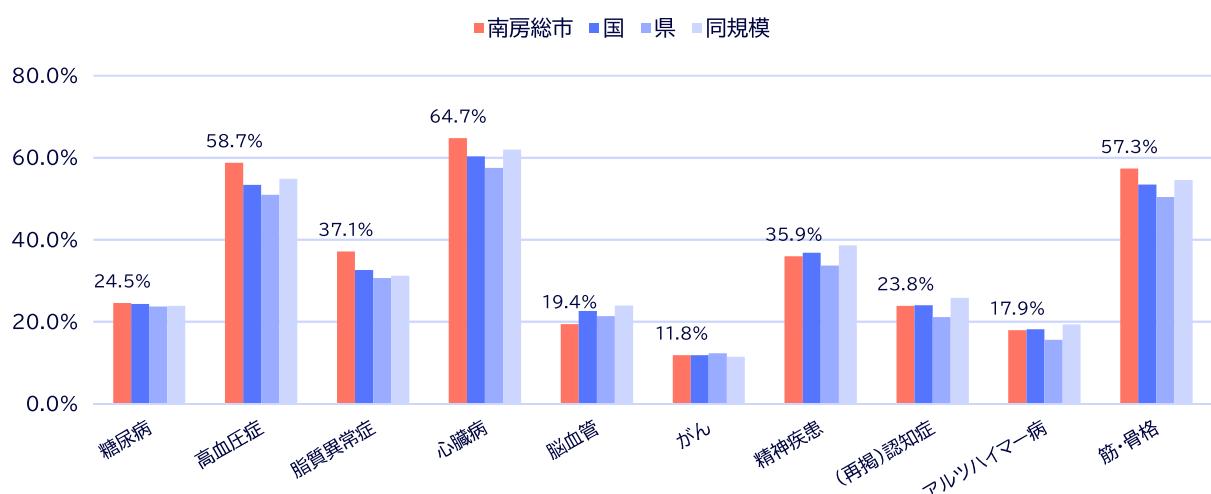
要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合（図表3-2-3-1）をみると、「心臓病」（64.7%）が最も高く、次いで「高血圧症」（58.7%）、「筋・骨格関連疾患」（57.3%）となっている。

国と比較すると、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」「心臓病」「筋・骨格関連疾患」の有病割合が高い。

県と比較すると、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」「心臓病」「精神疾患」「認知症」「アルツハイマー病」「筋・骨格関連疾患」の有病割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあて、介護認定者における重篤な疾患の有病割合をみると、「心臓病」は64.7%、「脳血管疾患」は19.4%となっている。また、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合をみると、「糖尿病」は24.5%、「高血圧症」は58.7%、「脂質異常症」は37.1%となっている。

図表3-2-3-1：要介護・要支援認定者の有病状況



疾病名	要介護・要支援認定者（1・2号被保険者）		国	県	同規模
	該当者数（人）	割合			
糖尿病	880	24.5%	24.3%	23.7%	23.8%
高血圧症	2,058	58.7%	53.3%	50.9%	54.8%
脂質異常症	1,299	37.1%	32.6%	30.6%	31.2%
心臓病	2,264	64.7%	60.3%	57.5%	61.9%
脳血管疾患	665	19.4%	22.6%	21.3%	23.9%
がん	420	11.8%	11.8%	12.3%	11.4%
精神疾患	1,226	35.9%	36.8%	33.7%	38.6%
うち_認知症	809	23.8%	24.0%	21.1%	25.8%
アルツハイマー病	608	17.9%	18.1%	15.6%	19.3%
筋・骨格関連疾患	2,013	57.3%	53.4%	50.4%	54.5%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

3 医療の状況

(1) 医療費の3要素

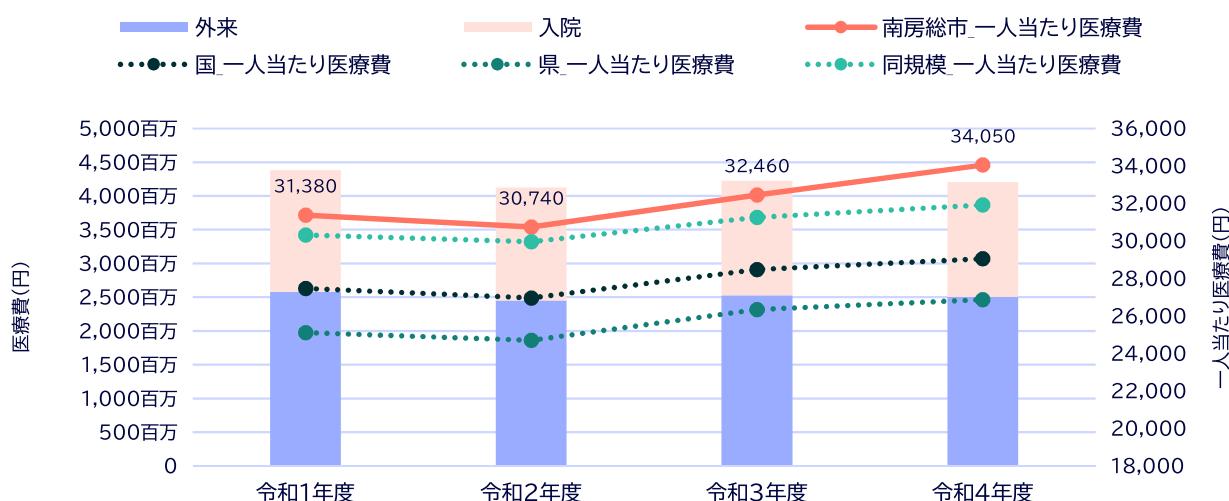
① 総医療費及び一人当たり医療費の推移

ここからは、医療の状況について概観する。令和4年度の総医療費は42億200万円で（図表3-3-1-1）、令和元年度と比較して4.0%減少している。令和4年度の総医療費に占める入院医療費の割合は40.5%、外来医療費の割合は59.5%となっている。

令和4年度の1か月当たりの一人当たり医療費は3万4,050円で、令和元年度と比較して8.5%増加している。国や県と比較すると一人当たり医療費は国・県より高い。

医療費を集団や経年で比較する際には、総医療費を加入者数で割った一人当たり医療費が用いられる。一人当たり医療費は、受診率、レセプト一件当たり日数、及び一日当たり医療費を乗じて算出できることから、次頁以降は、一人当たり医療費をこれらの3要素に分解して分析する。

図表3-3-1-1：総医療費・一人当たりの医療費



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合	令和元年度からの変化率(%)
医療費(円)	総額	4,379,408,050	4,122,831,480	4,221,333,560	4,202,291,970	-	-4.0
	入院	1,800,475,370	1,672,542,160	1,697,313,950	1,701,980,620	40.5%	-5.5
	外来	2,578,932,680	2,450,289,320	2,524,019,610	2,500,311,350	59.5%	-3.0
一人当たり月額医療費(円)	南房総市	31,380	30,740	32,460	34,050	-	8.5
	国	27,470	26,960	28,470	29,050	-	5.8
	県	25,110	24,700	26,340	26,870	-	7.0
	同規模	30,310	29,960	31,260	31,920	-	5.3

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

② 入院外来別医療費の3要素

前頁の一人当たり月額医療費を入院別及び外来別に国や県と比較する。

令和4年度の一人当たり月額医療費（図表3-3-1-2）は、入院が13,790円で、国の一人当たり月額医療費11,650円と比較すると2,140円多い。これは受診率、一件当たり日数が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費10,260円と比較すると3,530円多い。これは受診率、一件当たり日数が県の値を上回っているためである。

外来の一人当たり月額医療費は20,260円で、国の一人当たり月額医療費17,400円と比較すると2,860円多い。これは受診率、一日当たり医療費が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費16,610円と比較すると3,650円多くなっており、これは受診率が県の値を上回っているためである。

図表3-3-1-2：入院外来別医療費の3要素

入院	南房総市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	13,790	11,650	10,260	13,820
受診率（件/千人）	23.6	18.8	16.1	23.6
一件当たり日数（日）	17.4	16.0	15.3	17.1
一日当たり医療費（円）	33,590	38,730	41,410	34,310

外来	南房総市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	20,260	17,400	16,610	18,100
受診率（件/千人）	777.2	709.6	649.4	728.3
一件当たり日数（日）	1.5	1.5	1.5	1.5
一日当たり医療費（円）	17,290	16,500	17,300	16,990

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

※受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数

※一件当たり日数：受診した日数/レセプト件数

※一日当たり医療費：総医療費/受診した日数

(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率

① 疾病分類（大分類）別入院医療費

入院医療費について疾病19分類（大分類）別の構成をみる（図表3-3-2-1）。統計の制約上、医療費の3要素のうち、一日当たり医療費及び一件当たり日数が把握できないため、レセプト一件当たり医療費で代替する。なお、一枚のレセプトに複数の傷病名がある場合は、最も点数が高い疾病で集計している。

入院医療費が最も高い疾患は「新生物」で、年間医療費は3億5,100万円、入院総医療費に占める割合は20.7%である。次いで高いのは「循環器系の疾患」で2億9,400万円（17.3%）であり、これらの疾患で入院総医療費の38.0%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患についてみると、「循環器系の疾患」の受診率及びレセプト一件当たり医療費は、いずれも他の疾患と比較して高い傾向にあり、「循環器系の疾患」の入院医療費が高額な原因となっている。

図表3-3-2-1：疾病分類（大分類）別_入院医療費（男女合計）

順位	疾病分類（大分類）	医療費（円）	一人当たり 医療費（円）	割合	受診率	割合 (受診率)	レセプト 一件当たり 医療費（円）
1位	新生物	351,433,120	34,173	20.7%	40.0	14.1%	855,068
2位	循環器系の疾患	293,871,920	28,576	17.3%	31.3	11.1%	912,646
3位	精神及び行動の障害	251,881,290	24,493	14.8%	64.2	22.7%	381,638
4位	神経系の疾患	147,485,820	14,341	8.7%	30.9	10.9%	463,792
5位	筋骨格系及び結合組織の疾患	144,802,420	14,080	8.5%	19.2	6.8%	735,038
6位	尿路性器系の疾患	101,365,820	9,857	6.0%	16.1	5.7%	610,637
7位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	94,974,610	9,235	5.6%	14.0	5.0%	659,546
8位	消化器系の疾患	94,754,100	9,214	5.6%	20.2	7.2%	455,549
9位	呼吸器系の疾患	91,634,780	8,910	5.4%	13.2	4.7%	673,785
10位	眼及び付属器の疾患	17,785,860	1,729	1.0%	6.3	2.2%	273,629
11位	皮膚及び皮下組織の疾患	15,374,840	1,495	0.9%	3.7	1.3%	404,601
12位	内分泌、栄養及び代謝疾患	14,217,410	1,382	0.8%	4.4	1.5%	315,942
13位	感染症及び寄生虫症	13,593,870	1,322	0.8%	1.8	0.7%	715,467
14位	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	10,853,220	1,055	0.6%	1.5	0.5%	723,548
15位	症状、徵候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	8,607,500	837	0.5%	3.6	1.3%	232,635
16位	耳及び乳様突起の疾患	2,991,510	291	0.2%	0.5	0.2%	598,302
17位	妊娠、分娩及び産じょく	2,349,270	228	0.1%	1.3	0.4%	180,713
18位	先天奇形、変形及び染色体異常	640,290	62	0.0%	0.1	0.0%	640,290
19位	周産期に発生した病態	453,930	44	0.0%	0.3	0.1%	151,310
-	その他	40,609,040	3,949	2.4%	9.9	3.5%	398,128
-	総計	1,699,680,620	-	-	-	-	-

【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類） 令和4年度 累計

※図表3-3-1-1の入院医療費と総計が異なるのは、図表3-3-1-1においては年齢に関係なく、国保のレセプトを集計しているのにに対し、本表では被保険者の生年月日から算出した年齢によって集計対象のレセプトを絞り込んでいるためである

※疾病分類別の人一人当たり医療費は、該当疾病分類における年間の医療費を各年度の各月毎の被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである（以下同様）

※KDBシステムにて設定されている疾病分類（大分類）区分のうち、特殊目的用コード、傷病及び死亡の外因、健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用、その他（上記以外のもの）を「その他」にまとめている

② 疾病分類（中分類）別入院医療費

入院医療費を疾病中分類別にみると（図表3-3-2-2）、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の医療費が最も高く2億500万円で、12.0%を占めている。

循環器系疾患の入院医療費をみると、「脳梗塞」が8位（3.9%）、「虚血性心疾患」が11位（2.8%）、「その他の循環器系の疾患」が13位（2.2%）、「脳内出血」が15位（1.8%）となっている。

これらの上位20疾病で、入院総医療費の74.3%を占めている。

図表3-3-2-2：疾病分類（中分類）別_入院医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	一人当たり 医療費（円）	割合	受診率	割合 (受診率)	レセプト 一件当たり 医療費（円）
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	204,809,700	19,915	12.0%	54.5	19.3%	365,732
2位	その他の悪性新生物	173,322,460	16,854	10.2%	19.9	7.1%	845,475
3位	その他の心疾患	94,525,360	9,191	5.6%	9.4	3.3%	974,488
4位	その他の神経系の疾患	79,427,110	7,723	4.7%	17.9	6.3%	431,669
5位	腎不全	70,671,590	6,872	4.2%	9.4	3.3%	728,573
6位	骨折	68,746,200	6,685	4.0%	9.4	3.3%	708,724
7位	その他の呼吸器系の疾患	68,551,330	6,666	4.0%	9.4	3.3%	706,715
8位	脳梗塞	66,905,940	6,506	3.9%	7.4	2.6%	880,341
9位	その他の消化器系の疾患	59,508,140	5,786	3.5%	13.5	4.8%	428,116
10位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	51,278,100	4,986	3.0%	5.6	2.0%	884,105
11位	虚血性心疾患	47,476,560	4,617	2.8%	7.0	2.5%	659,397
12位	関節症	38,474,410	3,741	2.3%	3.9	1.4%	961,860
13位	その他の循環器系の疾患	37,159,780	3,613	2.2%	2.0	0.7%	1,769,513
14位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	35,214,220	3,424	2.1%	5.7	2.0%	596,851
15位	脳内出血	30,888,360	3,004	1.8%	3.1	1.1%	965,261
16位	結腸の悪性新生物	30,798,210	2,995	1.8%	3.2	1.1%	933,279
17位	脊椎障害（脊椎症を含む）	28,679,850	2,789	1.7%	3.0	1.1%	925,156
18位	その他の特殊目的用コード	28,174,430	2,740	1.7%	2.9	1.0%	939,148
19位	悪性リンパ腫	26,869,320	2,613	1.6%	1.5	0.5%	1,791,288
20位	てんかん	21,015,400	2,044	1.2%	3.9	1.4%	525,385

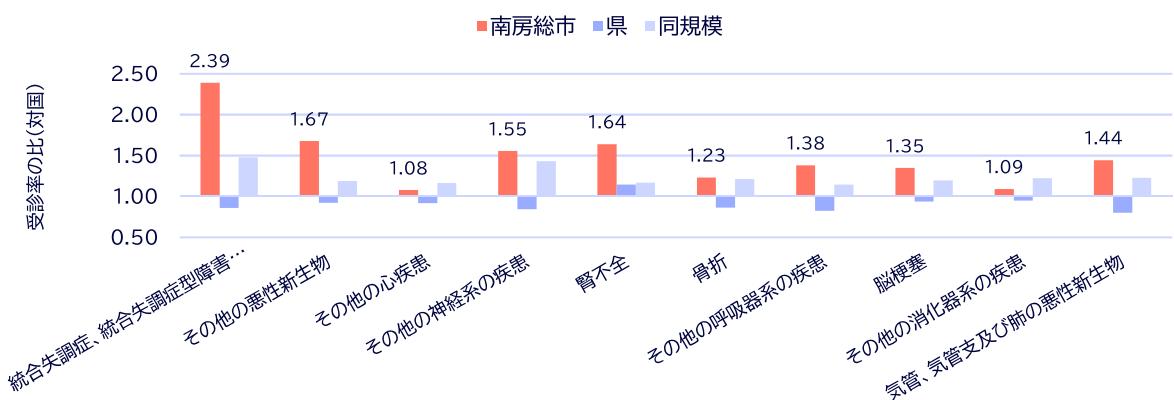
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

③ 疾病分類（中分類）別入院受診率の比較

入院医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-2-3）。国との比が1を超えているものは国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「その他の悪性新生物」「腎不全」である。

また、前述した循環器系疾患について受診率をみると、「脳梗塞」が国の1.3倍、「虚血性心疾患」が国の1.5倍、「その他の循環器系の疾患」が国の1.1倍、「脳内出血」が国の1.1倍となっている。

図表3-3-2-3：疾病分類（中分類）別_入院受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率				国との比		
		南房総市	国	県	同規模	南房総市	県	同規模
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	54.5	22.8	19.6	33.7	2.39	0.86	1.48
2位	その他の悪性新生物	19.9	11.9	10.9	14.1	1.67	0.92	1.19
3位	その他の心疾患	9.4	8.8	8.0	10.2	1.08	0.92	1.16
4位	その他の神経系の疾患	17.9	11.5	9.7	16.5	1.55	0.84	1.43
5位	腎不全	9.4	5.8	6.6	6.7	1.64	1.14	1.17
6位	骨折	9.4	7.7	6.6	9.3	1.23	0.86	1.21
7位	その他の呼吸器系の疾患	9.4	6.8	5.6	7.8	1.38	0.82	1.14
8位	脳梗塞	7.4	5.5	5.1	6.5	1.35	0.94	1.19
9位	その他の消化器系の疾患	13.5	12.4	11.8	15.2	1.09	0.95	1.22
10位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	5.6	3.9	3.1	4.8	1.44	0.80	1.22
11位	虚血性心疾患	7.0	4.7	5.4	5.1	1.49	1.15	1.09
12位	関節症	3.9	3.9	3.1	5.4	0.99	0.80	1.37
13位	その他の循環器系の疾患	2.0	1.9	1.8	2.1	1.10	0.98	1.11
14位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	5.7	5.1	4.7	6.0	1.12	0.91	1.18
15位	脳内出血	3.1	2.8	2.4	3.1	1.10	0.86	1.09
16位	結腸の悪性新生物	3.2	2.4	2.2	2.8	1.33	0.89	1.16
17位	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.0	3.0	2.1	4.1	1.01	0.72	1.40
18位	その他の特殊目的用コード	2.9	2.8	2.3	2.8	1.05	0.83	1.02
19位	悪性リンパ腫	1.5	1.3	1.1	1.6	1.15	0.86	1.30
20位	てんかん	3.9	4.9	3.8	6.8	0.79	0.76	1.37

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

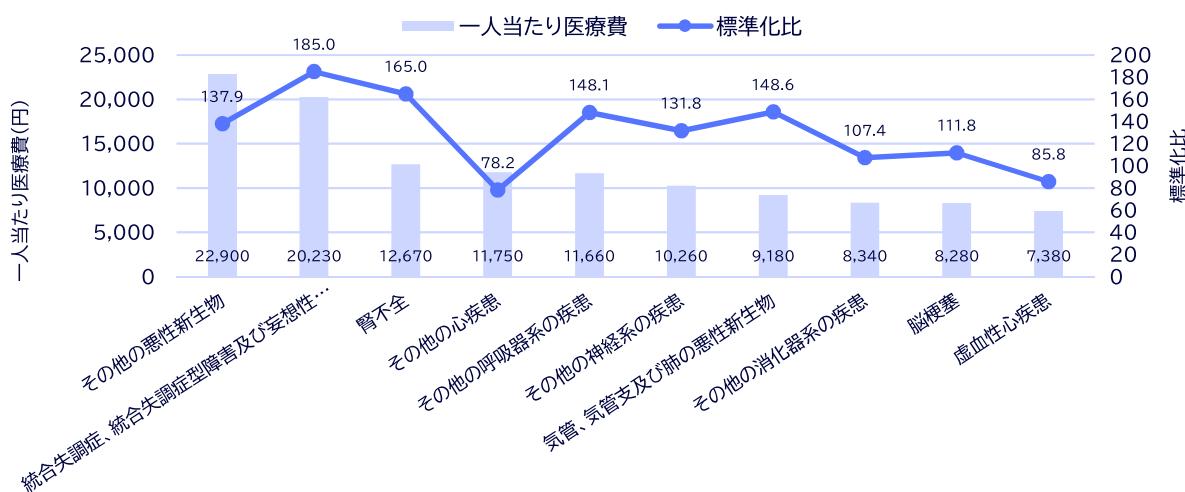
④ 疾病分類（中分類）別入院に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の入院医療費について、国の人一人当たり医療費を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、国と比較する。医療費の地域差要因としては人口構成、医療提供体制、健康意識、受診行動、生活習慣、診療パターンなどが指摘されているが、標準化比を算出することで、これらの要因のうち人口構成による影響を取り除いた上で一人当たり医療費を比較することが可能となる。

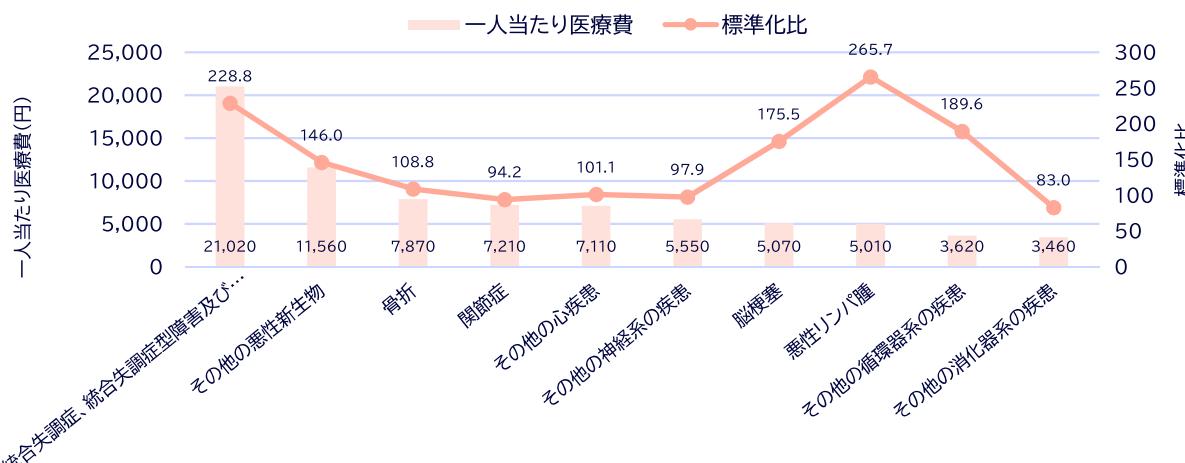
男性においては（図表3-3-2-4）、一人当たり入院医療費は「その他の悪性新生物」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「腎不全」の順に高く、標準化比は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「腎不全」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」の順に高くなっている。また、循環器系疾患についてみると、「脳梗塞」が第9位（標準化比111.8）、「虚血性心疾患」が第10位（標準化比85.8）となっている。

女性においては（図表3-3-2-5）、一人当たり入院医療費は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「その他の悪性新生物」「骨折」の順に高く、標準化比は「悪性リンパ腫」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「その他の循環器系の疾患」の順に高くなっている。循環器系疾患についてみると、「脳梗塞」が第7位（標準化比175.5）、「その他の循環器系の疾患」が第9位（標準化比189.6）となっている。

図表3-3-2-4：疾病分類（中分類）別_入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾患_男性



図表3-3-2-5：疾病分類（中分類）別_入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾患_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率

① 疾病分類（中分類）別外来医療費

入院医療費に続き外来医療費について、疾病別医療費、受診率、一人当たり医療費をみる。

疾病別の外来医療費をみると（図表3-3-3-1）、「糖尿病」の医療費が最も高く2億8,000万円で、外来総医療費の11.2%を占めている。受診率とレセプト一件当たり医療費をみると、受診率が他の疾病と比較して高く、「糖尿病」の外来医療費が高額な原因となっている。

次いで外来医療費が高いのは「腎不全」で2億700万円（8.3%）、「その他の悪性新生物」で1億8,300万円（7.3%）となっており、上位20疾病で外来総医療費の70.8%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で重篤な疾患についてみると、「腎不全」が外来医療費の上位に入っている。

一方で、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患については、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が外来医療費の上位に入っている。

図表3-3-3-1：疾病分類（中分類）別 外来医療費 上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	一人当たり 医療費（円）	割合	受診率	割合 (受診率)	レセプト 一件当たり 医療費（円）
1位	糖尿病	279,806,300	27,208	11.2%	1010.8	10.8%	26,917
2位	腎不全	207,431,960	20,170	8.3%	66.6	0.7%	302,820
3位	その他の悪性新生物	183,430,970	17,837	7.3%	129.3	1.4%	137,918
4位	高血圧症	174,041,370	16,924	7.0%	1288.5	13.8%	13,134
5位	その他の消化器系の疾患	107,292,210	10,433	4.3%	302.8	3.2%	34,455
6位	その他の心疾患	100,097,880	9,733	4.0%	255.3	2.7%	38,118
7位	脂質異常症	88,892,930	8,644	3.6%	656.5	7.0%	13,167
8位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	78,851,090	7,667	3.2%	30.2	0.3%	253,540
9位	その他の眼及び付属器の疾患	71,886,560	6,990	2.9%	486.8	5.2%	14,360
10位	炎症性多発性関節障害	67,017,780	6,517	2.7%	106.7	1.1%	61,092
11位	その他の神経系の疾患	65,489,740	6,368	2.6%	246.0	2.6%	25,885
12位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	44,481,200	4,325	1.8%	153.9	1.7%	28,099
13位	喘息	41,097,450	3,996	1.6%	153.2	1.6%	26,094
14位	胃炎及び十二指腸炎	40,160,600	3,905	1.6%	220.9	2.4%	17,676
15位	骨の密度及び構造の障害	38,814,660	3,774	1.6%	221.7	2.4%	17,024
16位	関節症	37,808,000	3,676	1.5%	278.5	3.0%	13,201
17位	症状、徵候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	36,678,930	3,567	1.5%	169.5	1.8%	21,044
18位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	35,094,560	3,413	1.4%	175.7	1.9%	19,421
19位	脊椎障害（脊椎症を含む）	34,982,290	3,402	1.4%	212.1	2.3%	16,040
20位	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	34,340,770	3,339	1.4%	42.6	0.5%	78,404

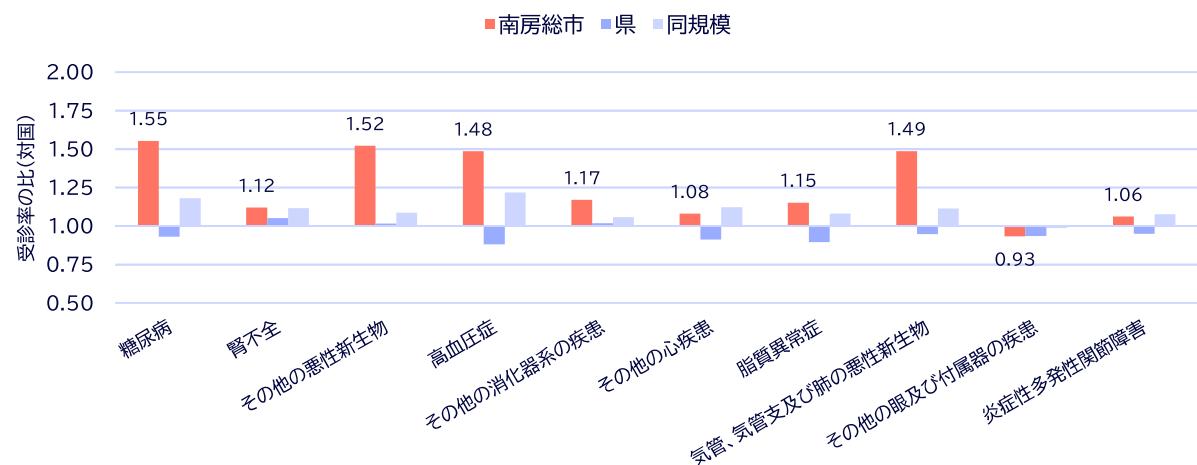
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

② 疾病分類（中分類）別外来受診率の比較

外来医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-3-2）。国との比が1を超えているものは、国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾患は「糖尿病」「その他の悪性新生物」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」である。

重篤な疾患について国との受診率の比をみると、「腎不全」（1.1）となっている。基礎疾患については「糖尿病」（1.6）、「高血圧症」（1.5）、「脂質異常症」（1.2）となっている。

図表3-3-3-2：疾病分類（中分類）別_外来受診率比較_上位の疾患（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		南房総市	国	県	同規模	国との比	南房総市	県
1位	糖尿病	1010.8	651.2	605.5	768.0	1.55	0.93	1.18
2位	腎不全	66.6	59.5	62.5	66.4	1.12	1.05	1.12
3位	その他の悪性新生物	129.3	85.0	86.3	92.3	1.52	1.01	1.09
4位	高血圧症	1288.5	868.1	764.1	1055.6	1.48	0.88	1.22
5位	その他の消化器系の疾患	302.8	259.2	263.6	273.9	1.17	1.02	1.06
6位	その他の心疾患	255.3	236.5	215.6	265.5	1.08	0.91	1.12
7位	脂質異常症	656.5	570.5	510.0	615.6	1.15	0.89	1.08
8位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	30.2	20.4	19.3	22.7	1.49	0.95	1.11
9位	その他の眼及び付属器の疾患	486.8	522.7	488.8	515.3	0.93	0.94	0.99
10位	炎症性多発性関節障害	106.7	100.5	95.4	108.1	1.06	0.95	1.07
11位	その他の神経系の疾患	246.0	288.9	262.7	286.0	0.85	0.91	0.99
12位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	153.9	132.0	128.2	149.6	1.17	0.97	1.13
13位	喘息	153.2	167.9	149.8	149.1	0.91	0.89	0.89
14位	胃炎及び十二指腸炎	220.9	172.7	155.4	174.3	1.28	0.90	1.01
15位	骨の密度及び構造の障害	221.7	171.3	159.2	165.4	1.29	0.93	0.97
16位	関節症	278.5	210.3	197.4	228.9	1.32	0.94	1.09
17位	症状、徵候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	169.5	136.9	138.7	132.3	1.24	1.01	0.97
18位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	175.7	223.8	208.9	195.4	0.79	0.93	0.87
19位	脊椎障害（脊椎症を含む）	212.1	153.3	138.5	156.0	1.38	0.90	1.02
20位	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	42.6	50.1	44.6	49.4	0.85	0.89	0.99

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

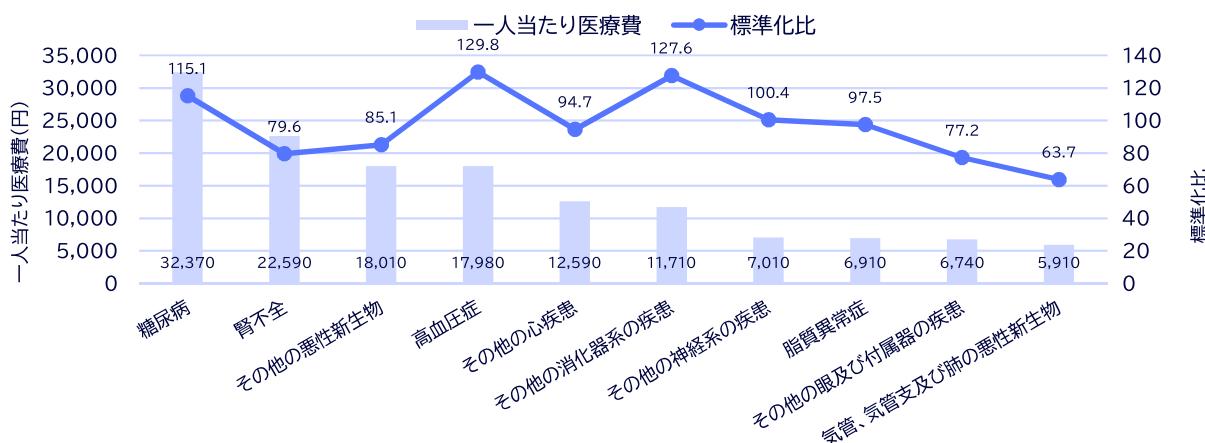
③ 疾病分類（中分類）別外来に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の人一人当たり外来医療費について、国の人一人当たり医療費を100とした標準化比を求め、人口構成による影響を取り除いた上で国と比較する。

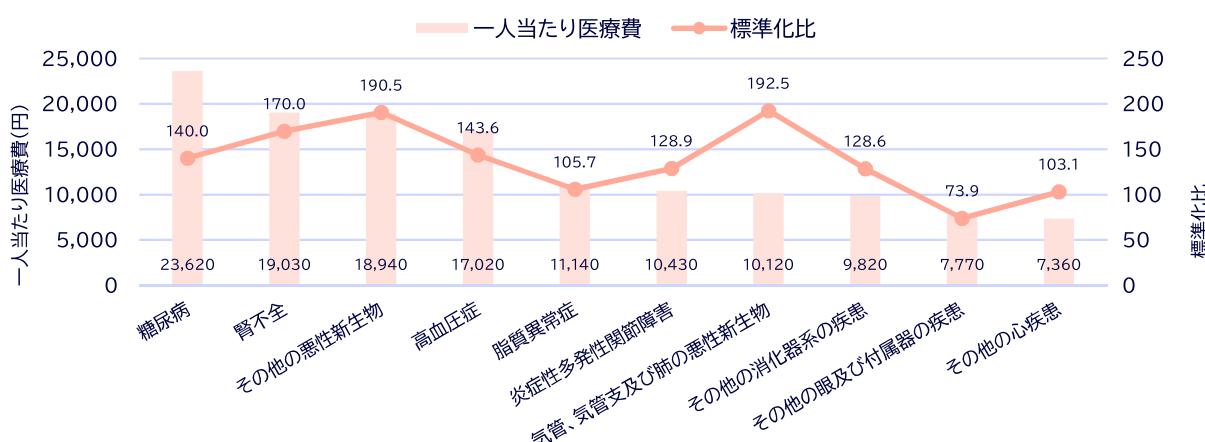
男性においては（図表3-3-3-3）、一人当たり外来医療費は「糖尿病」「腎不全」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「高血圧症」「その他の消化器系の疾患」「糖尿病」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は2位（標準化比79.6）、基礎疾患である「糖尿病」は1位（標準化比115.1）、「高血圧症」は4位（標準化比129.8）、「脂質異常症」は8位（標準化比97.5）となっている。

女性においては（図表3-3-3-4）、一人当たり外来医療費は「糖尿病」「腎不全」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「その他の悪性新生物」「腎不全」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は2位（標準化比170.0）、基礎疾患である「糖尿病」は1位（標準化比140.0）、「高血圧症」は4位（標準化比190.5）、「脂質異常症」は5位（標準化比105.7）となっている。

図表3-3-3-3：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-3-4：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率

① 生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率

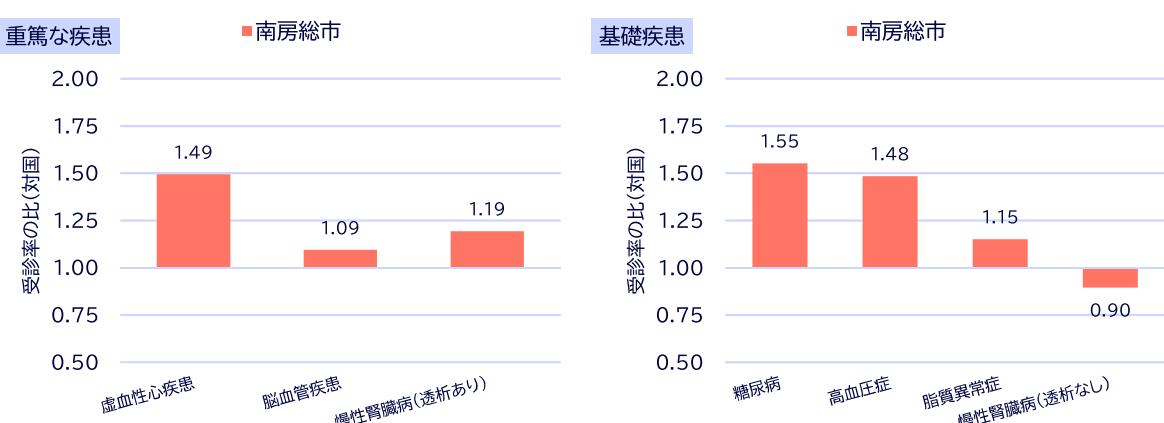
ここでは、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で生活習慣病に焦点をあて、重篤な疾患、基礎疾患及び人工透析が必要になる前段階の「慢性腎臓病（透析なし）」に絞り、受診率や有病状況の推移について概観する。

国との比が1を超えている場合、その疾患における受診率は国より高い、すなわちその疾患において医療機関にかかっている人が国平均よりも多いことを意味している。国との比が1を下回る場合には、該当する人が国平均よりも少ないことを意味する。

重篤な疾患の受診率をみると（図表3-3-4-1）、いずれも国より高い。

基礎疾患及び「慢性腎臓病（透析なし）」の受診率は、「慢性腎臓病（透析なし）」が国より低い。

図表3-3-4-1：生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率



重篤な疾患	受診率 (入院)				国との比		
	南房総市	国	県	同規模	南房総市	県	同規模
虚血性心疾患	7.0	4.7	5.4	5.1	1.49	1.15	1.09
脳血管疾患	11.2	10.2	9.3	11.7	1.09	0.91	1.14
慢性腎臓病 (透析あり)	36.2	30.3	32.2	31.0	1.19	1.06	1.02

基礎疾患及び	受診率 (外来)				国との比		
	南房総市	国	県	同規模	南房総市	県	同規模
慢性腎臓病 (透析なし)	12.9	14.4	12.9	16.9	0.90	0.89	1.17
糖尿病	1010.8	651.2	605.5	768.0	1.55	0.93	1.18
高血圧症	1288.5	868.1	764.1	1055.6	1.48	0.88	1.22
脂質異常症	656.5	570.5	510.0	615.6	1.15	0.89	1.08

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類）令和4年度 累計

KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類）令和4年度 累計

※表内の脳血管疾患は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「その他の脳血管疾患」をまとめている

※表内の「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分を集計している

※表内の「虚血性心疾患」「脳血管疾患」は入院、それ以外の疾病分類は外来を集計している

②生活習慣病における重篤な疾患の受診率の推移

重篤な疾患における受診率の推移（図表3-3-4-2）をみると、令和4年度の「虚血性心疾患」の受診率は、令和元年度と比較して-26.3%で減少率は国・県より大きい。「脳血管疾患」の受診率は、令和元年度と比較して+8.7%で国・県が減少している中増加している。「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、令和元年度と比較して+25.3%伸び率は国・県より大きい。

図表3-3-4-2：生活習慣病における重篤な疾患の受診率

虚血性心疾患	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の変化率（%）
南房総市	9.5	7.3	6.6	7.0	-26.3
国	5.7	5.0	5.0	4.7	-17.5
県	6.2	5.6	5.8	5.4	-12.9
同規模	6.1	5.6	5.4	5.1	-16.4

脳血管疾患	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の変化率（%）
南房総市	10.3	8.7	11.3	11.2	8.7
国	10.6	10.4	10.6	10.2	-3.8
県	9.5	9.5	9.5	9.3	-2.1
同規模	12.3	12.2	12.2	11.7	-4.9

慢性腎臓病（透析あり）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の変化率（%）
南房総市	28.9	29.0	29.2	36.2	25.3
国	28.6	29.1	29.8	30.3	5.9
県	29.0	29.3	30.7	32.2	11.0
同規模	28.7	29.5	30.4	31.0	8.0

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和元年度から令和4年度 累計

KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和元年度から令和4年度 累計

※表内の「虚血性心疾患」と「脳血管疾患」は入院、「慢性腎臓病（透析あり）」は外来を集計している

③人工透析患者数の推移

人工透析患者数の推移（図表3-3-4-3）をみると、令和4年度の患者数は44人で、令和元年度の41人と比較して3人増加している。令和4年度における新規の人工透析患者数は令和元年以降減少している。

また、県の共通指標である国保継続加入5年以上の者における新規人工透析患者数の経年推移（図表3-3-4-4）をみると、令和2年度に0人であったが令和4年度では3人新規患者が発生している。

図表3-3-4-3：人工透析患者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人工透析患者数	男性（人）	22	22	24
	女性（人）	19	18	17
	合計（人）	41	40	41
	男性_新規（人）	11	6	3
	女性_新規（人）	0	2	4

【出典】KDB帳票 S23_001-医療費分析（1）細小分類 令和元年から令和5年 各月

※表内の「男性」「女性」「合計」は、各月の患者数から平均患者数を集計している

※表内の「男性_新規」「女性_新規」は、各年度内の新規の人工透析患者数を集計している

図表3-3-4-4：国保継続加入5年以上の者における新規人工透析患者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国保継続加入者数（5年以上）（人）	5	0	3	3
内、新規人工透析患者数(人)	5	0	3	3
割合	100%	0.0%	100%	100%

【出典】特定疾病療養受領証交付台帳

(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

① 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

生活習慣病の重篤な疾患患者において、基礎疾患のレセプトが同時に出ている人の割合をみる。

令和4年度3月時点の「虚血性心疾患」の患者406人のうち（図表3-3-5-1）、「糖尿病」は47.5%、「高血圧症」は84.0%、「脂質異常症」は74.9%である。「脳血管疾患」の患者348人では、「糖尿病」は43.7%、「高血圧症」は84.2%、「脂質異常症」は70.7%となっている。人工透析の患者45人では、「糖尿病」は55.6%、「高血圧症」は100.0%、「脂質異常症」は64.4%となっている。

図表3-3-5-1：生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
虚血性心疾患	255	-	151	-	406	-	
基礎疾患	糖尿病	130	51.0%	63	41.7%	193	47.5%
	高血圧症	227	89.0%	114	75.5%	341	84.0%
	脂質異常症	193	75.7%	111	73.5%	304	74.9%

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
脳血管疾患	234	-	114	-	348	-	
基礎疾患	糖尿病	106	45.3%	46	40.4%	152	43.7%
	高血圧症	203	86.8%	90	78.9%	293	84.2%
	脂質異常症	163	69.7%	83	72.8%	246	70.7%

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
人工透析	27	-	18	-	45	-	
基礎疾患	糖尿病	18	66.7%	7	38.9%	25	55.6%
	高血圧症	27	100.0%	18	100.0%	45	100.0%
	脂質異常症	16	59.3%	13	72.2%	29	64.4%

【出典】KDB帳票 S21_018-厚生労働省様式（様式3-5） 令和5年5月

KDB帳票 S21_019-厚生労働省様式（様式3-6） 令和5年5月

KDB帳票 S21_020-厚生労働省様式（様式3-7） 令和5年5月

② 基礎疾患の有病状況

また、令和4年度3月時点での被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は（図表3-3-5-2）、「糖尿病」が1,758人（17.7%）、「高血圧症」が2,940人（29.6%）、「脂質異常症」が2,697人（27.1%）となっている。

また、県の共通指標である40-74歳の糖尿病と高血圧症の有病者数とその割合（図表3-3-5-3）は、「糖尿病」が1,746人（20.2%）、「高血圧症」が2,868人（33.2%）となっている。

図表3-3-5-2：基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
全被保険者数	5,154	-	4,782	-	9,936	-	
基礎疾患	糖尿病	937	18.2%	821	17.2%	1,758	17.7%
	高血圧症	1,578	30.6%	1,362	28.5%	2,940	29.6%
	脂質異常症	1,293	25.1%	1,404	29.4%	2,697	27.1%

【出典】KDB帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 令和5年5月

図表3-3-5-3：40歳-74歳の糖尿病と高血圧症の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
被保険者数（40歳-74歳）	4,474	-	4,161	-	8,635	-	
基礎疾患	糖尿病	929	20.8%	817	19.6%	1,746	20.2%
	高血圧症	1,543	34.5%	1,325	31.8%	2,868	33.2%

【出典】様式3-2糖尿病のレセプト分析

様式3-3高血圧のレセプト分析

(6) 高額なレセプトの状況

医療費のうち、1か月当たり30万円以上のレセプト（以下、高額なレセプトという。）についてみる（図表3-3-6-1）。

令和4年度のレセプトのうち、高額なレセプトは22億5,900万円、3,364件で、総医療費の53.8%、総レセプト件数の3.4%を占めており、上位10疾患で高額なレセプトの60.3%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」「脳梗塞」が上位に入っている。

図表3-3-6-1：疾病分類（中分類）別_1か月当たり30万円以上のレセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に 占める割合	レセプト件数 (累計) (件)	レセプト件数に 占める割合
令和4年度_総数	4,202,291,970	-	98,823	-
高額なレセプトの合計	2,259,073,960	53.8%	3,364	3.4%

内訳（上位の疾患）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	高額なレセプトの医 療費に占める割合	件数（累計） (件)	高額なレセプトのレ セプト件数に占める 割合
1位	その他の悪性新生物	304,359,680	13.5%	363	10.8%
2位	腎不全	260,364,190	11.5%	542	16.1%
3位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄 想性障害	198,669,870	8.8%	523	15.5%
4位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	112,242,280	5.0%	117	3.5%
5位	その他の心疾患	102,175,080	4.5%	81	2.4%
6位	その他の神経系の疾患	89,953,630	4.0%	173	5.1%
7位	その他の呼吸器系の疾患	88,267,740	3.9%	116	3.4%
8位	その他の消化器系の疾患	77,010,470	3.4%	123	3.7%
9位	脳梗塞	66,063,680	2.9%	71	2.1%
10位	骨折	63,465,480	2.8%	67	2.0%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_011-厚生労働省様式（様式1-1） 令和4年6月から令和5年5月

(7) 長期入院レセプトの状況

医療費のうち、6か月以上の入院患者のレセプト（以下、長期入院レセプトという。）についてみる（図表3-3-7-1）。

令和4年度のレセプトのうち、長期入院レセプトは3億8,100万円、945件で、総医療費の9.1%、総レセプト件数の1.0%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」が上位に入っている。

図表3-3-7-1：疾病分類（中分類）別_6か月以上の入院レセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	4,202,291,970	-	98,823	-
長期入院レセプトの合計	380,766,010	9.1%	945	1.0%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	長期入院レセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	長期入院レセプトのレセプト件数に占める割合
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	180,486,490	47.4%	492	52.1%
2位	その他の神経系の疾患	41,242,480	10.8%	108	11.4%
3位	腎不全	31,585,960	8.3%	42	4.4%
4位	その他の呼吸器系の疾患	14,481,660	3.8%	26	2.8%
5位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	11,386,400	3.0%	22	2.3%
6位	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	11,304,440	3.0%	29	3.1%
7位	その他の特殊目的用コード	9,369,740	2.5%	15	1.6%
8位	てんかん	8,254,510	2.2%	22	2.3%
9位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	7,608,580	2.0%	22	2.3%
10位	血管性及び詳細不明の認知症	6,642,010	1.7%	11	1.2%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_012-厚生労働省様式（様式2-1） 令和4年6月から令和5年5月

4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況

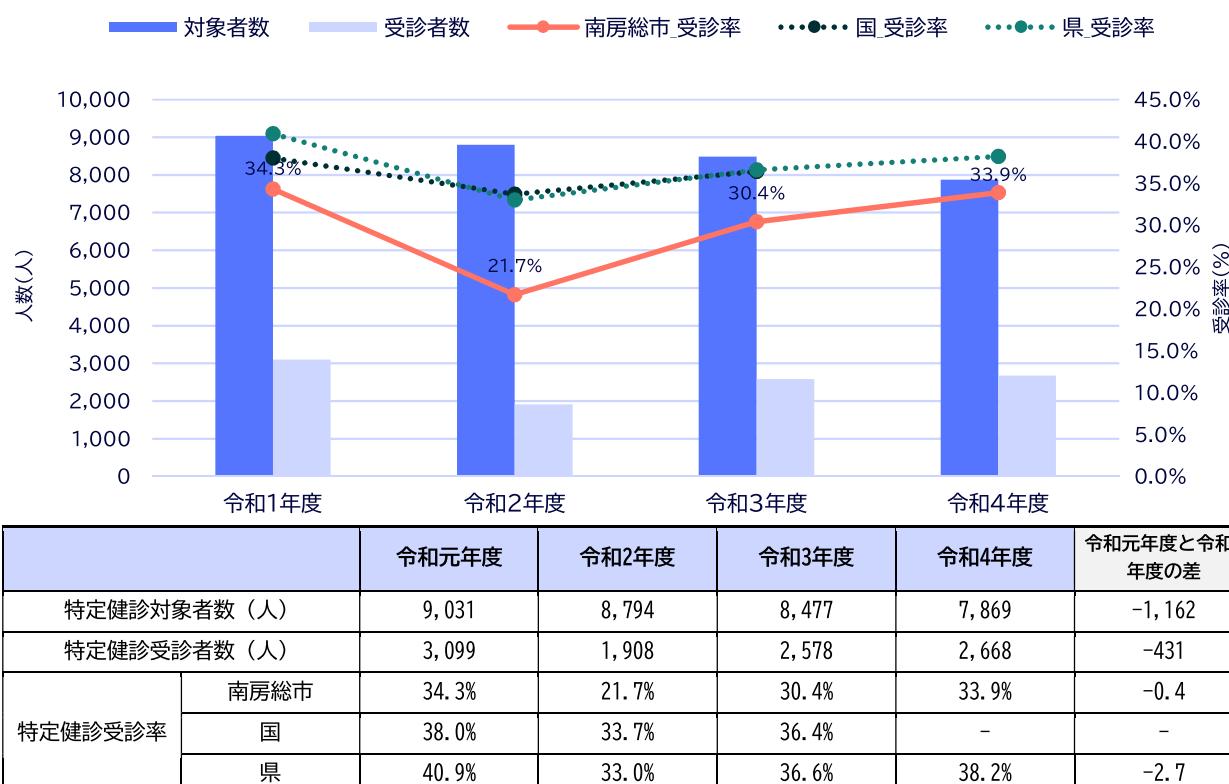
(1) 特定健診受診率

① 特定健診受診率の推移

以降では、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に実施している、特定健診、特定保健指導及び生活習慣病の治療状況に関するデータを概観する。

まず、特定健診の実施状況をみると（図表3-4-1-1）、令和4年度の特定健診受診率（速報値）は33.9%であり、令和元年度と比較して0.4ポイント低下している。令和3年度までの受診率でみると国・県より低い。年齢階層別にみると（図表3-4-1-2）、特に45-49歳の特定健診受診率が低下している。

図表3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）
公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※法定報告値に係る図表における令和4年度の数値は速報値である（以下同様）

※令和4年度の国の法定報告値は令和5年12月時点未公表のため、表は「-」と表記している

図表3-4-1-2：年齢階層別_特定健診受診率

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和元年度	17.8%	22.9%	25.1%	24.7%	33.6%	38.5%	38.7%
令和2年度	10.9%	11.5%	13.9%	16.6%	22.1%	23.0%	25.4%
令和3年度	16.5%	17.8%	19.1%	25.6%	29.3%	34.2%	34.0%
令和4年度	19.1%	20.7%	24.0%	24.4%	33.7%	38.4%	38.0%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計

※KDB帳票と法定報告値は、データの登録時期が異なるため値がずれる（以下同様）

② 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

特定健診受診者と特定健診未受診者における生活習慣病のレセプト保有割合の差は、健康意識の差によるものとも考え得るし、健診受診が医療機関受診につながっている可能性もある。

特定健診を受診した人のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人、すなわち生活習慣病を治療中の人には2,131人で、特定健診対象者の27.1%、特定健診受診者の79.8%を占めている。他方、特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人は3,781人で、特定健診対象者の48.1%、特定健診未受診者の72.8%を占めている（図表3-4-1-3）。

特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は1,410人で、特定健診対象者の17.9%であり、これらの人々の健康状態を把握するのは難しい状況にある。

※この項における生活習慣病とは、KDBが定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を指す

図表3-4-1-3：特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

	40-64歳		65-74歳		合計		
	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	2,786	-	5,077	-	7,863	-	-
特定健診受診者数	734	-	1,938	-	2,672	-	-
生活習慣病_治療なし	233	8.4%	308	6.1%	541	6.9%	20.2%
生活習慣病_治療中	501	18.0%	1,630	32.1%	2,131	27.1%	79.8%
特定健診未受診者数	2,052	-	3,139	-	5,191	-	-
生活習慣病_治療なし	849	30.5%	561	11.0%	1,410	17.9%	27.2%
生活習慣病_治療中	1,203	43.2%	2,578	50.8%	3,781	48.1%	72.8%

【出典】KDB帳票 S21_027-厚生労働省様式（様式5-5）令和4年度 年次

(2) 有所見者の状況

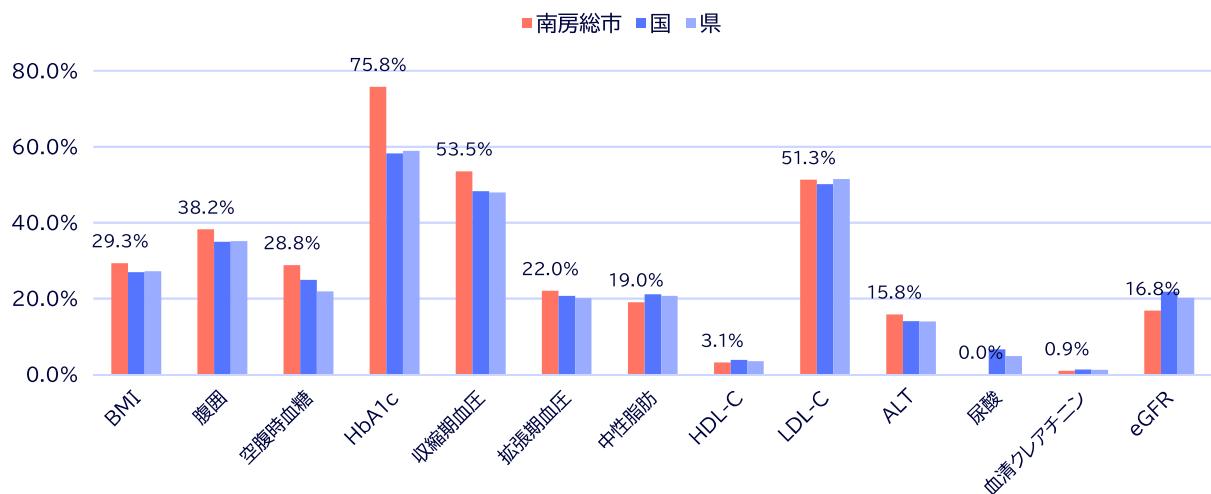
① 特定健診受診者における有所見者の割合

ここでは、特定健診受診者における検査項目ごとの有所見者の割合から、南房総市の特定健診受診者において、どの検査項目で有所見者の割合が高いのか、その傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者における有所見者の割合をみると（図表3-4-2-1）、国や県と比較して「BMI」「腹囲」「空腹時血糖」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「LDL-C」「ALT」「尿酸」「血清クレアチニン」「eGFR」の有所見率が高い。

※有所見とは、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外のものを指す

図表3-4-2-1：特定健診受診者における有所見者の割合



【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

参考：検査項目ごとの有所見定義

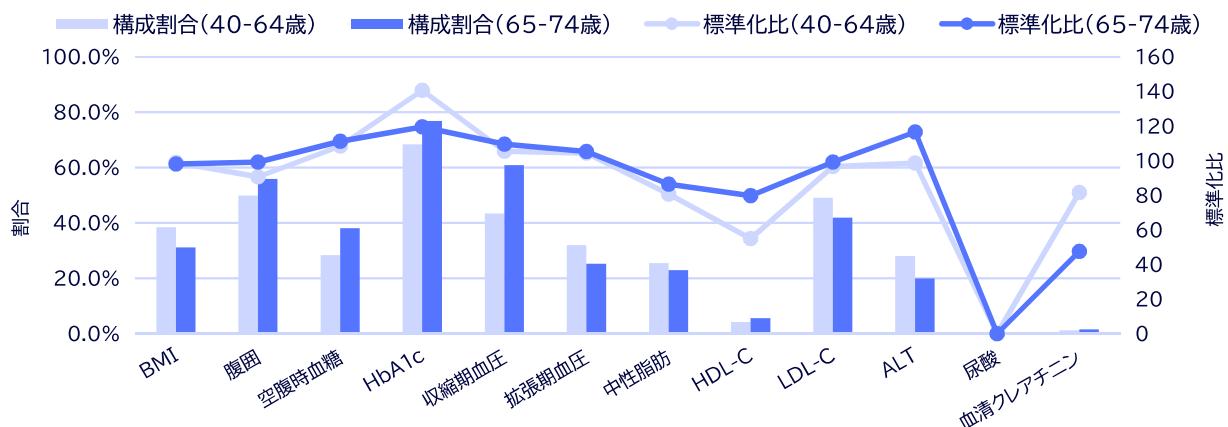
BMI	25kg/m ² 以上	中性脂肪	150mg/dL以上
腹囲	男性：85cm以上、女性：90cm以上 (内臓脂肪面積の場合：100cm ² 以上)	HDL-C	40mg/dL未満
		LDL-C	120mg/dL以上
空腹時血糖	100mg/dL以上	ALT	31U/L以上
HbA1c	5.6%以上	尿酸	7.0mg/dL超過
収縮期血圧	130mmHg以上	血清クレアチニン	1.3mg/dL以上
拡張期血圧	85mmHg以上	eGFR	60ml/min/1.73m ² 未満

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

② 特定健診受診者における年代別有所見者の割合と標準化比

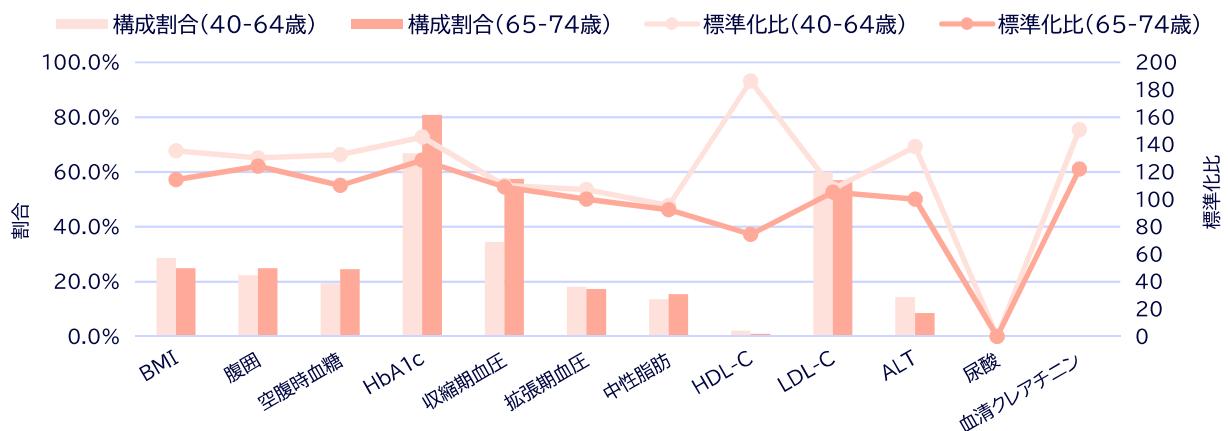
さらに、年代別の有所見者の割合について、国における有所見者の割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し国と比較すると（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）、男性では「空腹時血糖」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」の標準化比がいずれの年代においても100を超えており、女性では「BMI」「腹囲」「空腹時血糖」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「LDL-C」「ALT」「尿酸」「血清クレアチニン」の標準化比がいずれの年代においても100を超えており、女性では「HDL-C」の標準化比が低い傾向にあります。

図表3-4-2-2：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_男性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	38.4%	49.9%	28.3%	68.3%	43.4%	31.9%	25.5%	4.2%	49.0%	28.0%	0.0%	1.1%
	標準化比	99.0	90.7	108.5	140.7	105.6	104.5	80.6	54.9	96.6	98.6	0.0	81.7
65-74歳	構成割合	31.2%	55.9%	38.1%	76.8%	60.9%	25.3%	22.9%	5.6%	41.9%	19.9%	0.0%	1.6%
	標準化比	98.0	99.2	111.2	119.6	109.7	105.2	86.4	79.8	99.3	116.5	0.0	47.6

図表3-4-2-3：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_女性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	28.6%	22.3%	19.4%	66.8%	34.5%	18.0%	13.5%	2.1%	59.9%	14.3%	0.0%	0.3%
	標準化比	135.4	130.2	132.7	145.6	110.3	107.1	95.5	186.3	107.6	138.5	0.0	150.9
65-74歳	構成割合	24.8%	24.8%	24.4%	80.8%	57.4%	17.3%	15.4%	1.0%	57.0%	8.5%	0.0%	0.4%
	標準化比	114.5	124.2	110.1	128.6	108.9	100.2	92.5	74.6	105.3	100.2	0.0	122.1

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2）令和4年度 年次

(3) メタボリックシンドロームの状況

① 特定健診受診者におけるメタボ該当者数とメタボ予備群該当者数

ここでは、特定健診受診者におけるメタボリックシンドローム該当者（以下、メタボ該当者という。）及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、メタボ予備群該当者という。）のデータを概観する。メタボリックシンドロームとは、「内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）を指している。ここでは南房総市のメタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合及び高血圧、高血糖及び脂質代謝異常リスクの該当状況を見る。

令和4年度の特定健診受診者におけるメタボリックシンドロームの状況をみると（図表3-4-3-1）、メタボ該当者は585人で特定健診受診者（2,672人）における該当者割合は21.9%で、該当者割合は国・県より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の30.6%が、女性では14.2%がメタボ該当者となっている。

メタボ予備群該当者は332人で特定健診受診者における該当者割合は12.4%となっており、該当者割合は国・県より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の18.8%が、女性では6.8%がメタボ予備群該当者となっている。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の定義は、下表（メタボリックシンドローム判定値の定義）のとおりである。

図表3-4-3-1：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・メタボ予備群該当者数

	南房総市		国	県	同規模
	対象者数（人）	割合	割合	割合	割合
メタボ該当者	585	21.9%	20.6%	20.3%	21.3%
男性	383	30.6%	32.9%	32.9%	32.7%
女性	202	14.2%	11.3%	11.2%	12.0%
メタボ予備群該当者	332	12.4%	11.1%	11.3%	10.8%
男性	235	18.8%	17.8%	18.3%	16.8%
女性	97	6.8%	6.0%	6.2%	5.9%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

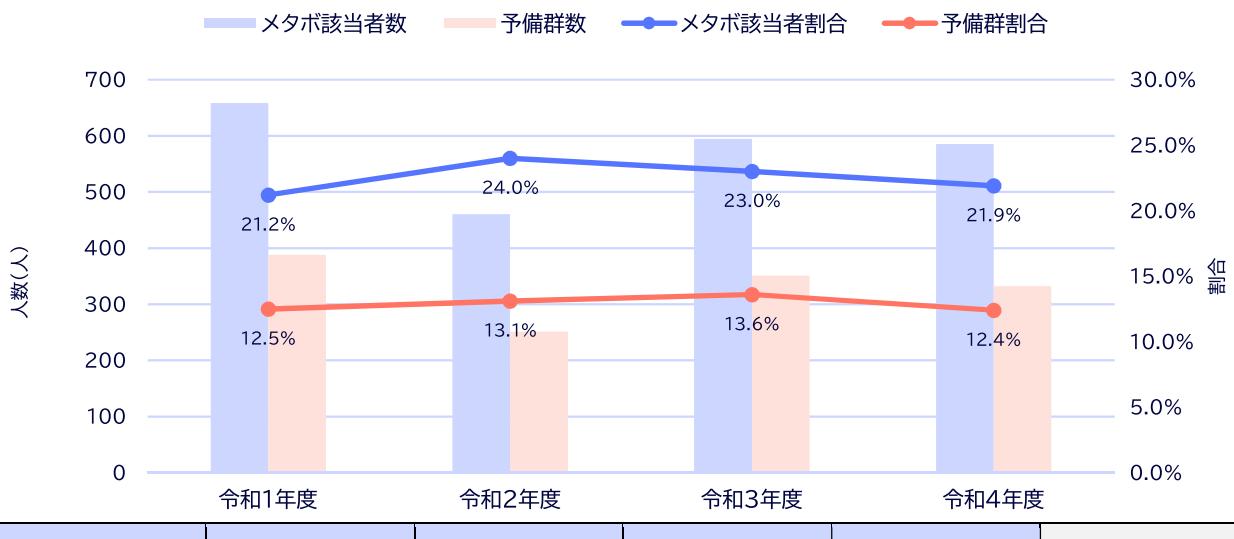
メタボ該当者	腹囲 85cm（男性）	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	90cm（女性）以上	以下の追加リスクのうち1つ該当
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

② メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数の推移

令和4年度と令和元年度の該当者割合を比較すると（図表3-4-3-2）、特定健診受診者のうちメタボ該当者の割合は0.7ポイント増加しており、メタボ予備群該当者の割合は0.1ポイント減少している。

図表3-4-3-2：メタボ該当者数・メタボ予備群該当者数の推移



	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和元年度と令和4年度の割合の差
	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	
メタボ該当者	658	21.2%	460	24.0%	594	23.0%	585	21.9%	0.7
メタボ予備群該当者	388	12.5%	251	13.1%	351	13.6%	332	12.4%	-0.1

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計



③ メタボ該当者とメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況をみる（図表3-4-3-3）。

メタボ該当者においては「高血圧・脂質異常該当者」が多く、585人中279人が該当しており、特定健診受診者数の10.4%を占めている。

メタボ予備群該当者では「高血圧該当者」が多く、332人中249人が該当しており、特定健診受診者数の9.3%を占めている。

図表3-4-3-3：メタボ該当者・メタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

	男性		女性		合計	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数	1,252	-	1,420	-	2,672	-
腹囲基準値以上	678	54.2%	343	24.2%	1,021	38.2%
メタボ該当者	383	30.6%	202	14.2%	585	21.9%
高血糖・高血圧該当者	65	5.2%	28	2.0%	93	3.5%
高血糖・脂質異常該当者	13	1.0%	9	0.6%	22	0.8%
高血圧・脂質異常該当者	175	14.0%	104	7.3%	279	10.4%
高血糖・高血圧・脂質異常該当者	130	10.4%	61	4.3%	191	7.1%
メタボ予備群該当者	235	18.8%	97	6.8%	332	12.4%
高血糖該当者	11	0.9%	4	0.3%	15	0.6%
高血圧該当者	177	14.1%	72	5.1%	249	9.3%
脂質異常該当者	47	3.8%	21	1.5%	68	2.5%
腹囲のみ該当者	60	4.8%	44	3.1%	104	3.9%

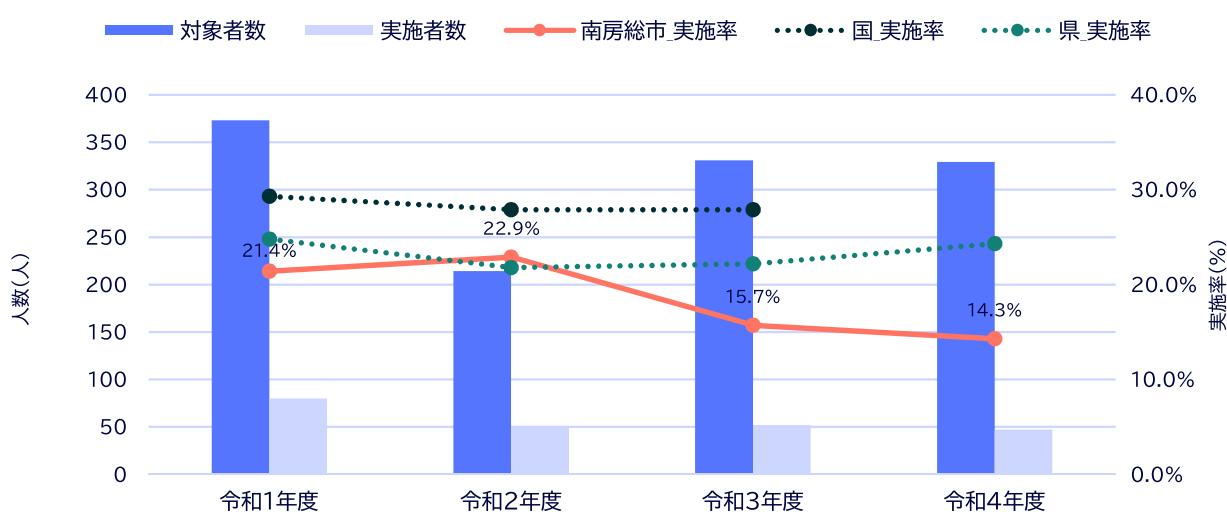
【出典】KDB帳票 S21_025-厚生労働省様式（様式5-3） 令和4年度 年次

(4) 特定保健指導実施率

ここでは、特定保健指導の実施状況を概観する。特定保健指導とは、「特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）である。特定保健指導実施率をみることで、前述のメタボ該当者とメタボ予備群該当者のうち、どの程度の特定保健指導の対象者に対して支援できているのかがわかる。

特定健診受診者のうち特定保健指導の対象者数は（図表3-4-4-1）、令和4年度の速報値では329人で、特定健診受診者2,668人中12.3%を占める。特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了したものの割合、すなわち特定保健指導実施率は14.3%で、令和元年度の実施率21.4%と比較すると7.1ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国・県より低い。

図表3-4-4-1：特定保健指導実施率（法定報告値）



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の差
特定健診受診者数 (人)	3,099	1,908	2,578	2,668	-431
特定保健指導対象者数 (人)	373	214	331	329	-44
特定保健指導該当者割合	12.0%	11.2%	12.8%	12.3%	0.3
特定保健指導実施者数 (人)	80	49	52	47	-33
特定保健指導実施率	南房総市 国 県	21.4% 22.9% 24.8%	15.7% 27.9% 21.8%	14.3% - -	-7.1 - -0.5

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※令和4年度の国の法定報告値は令和5年12月時点未公表のため、表は「-」と表記している

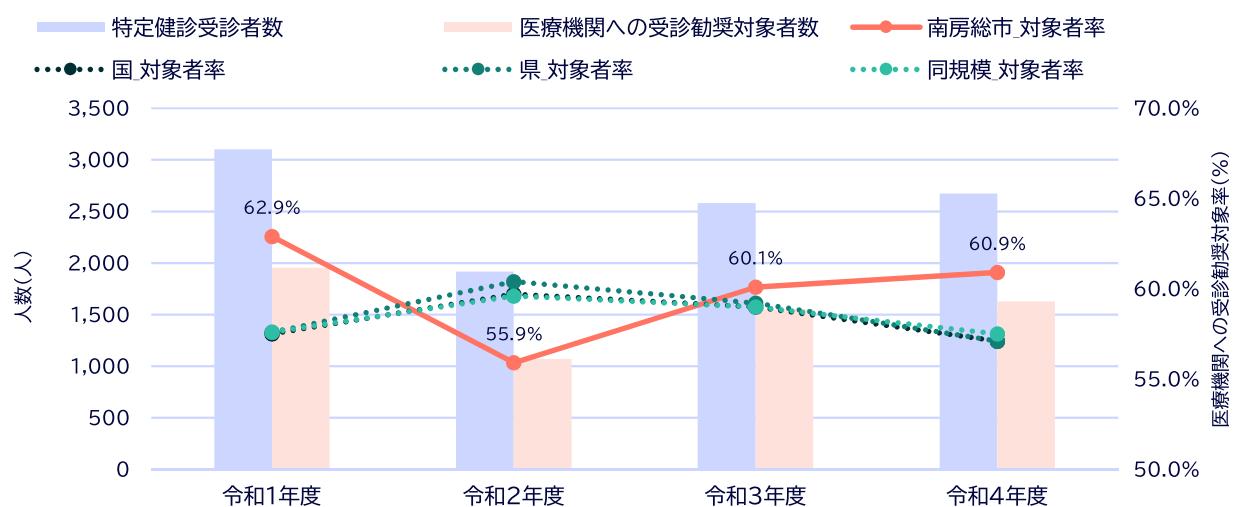
(5) 受診勧奨対象者の状況

① 特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合

ここでは、特定健診受診者において、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超えるもの（受診勧奨対象者）の割合から、南房総市の特定健診受診者において、受診勧奨対象者がどの程度存在するのかをみる。

受診勧奨対象者の割合をみると（図表3-4-5-1）、令和4年度における受診勧奨対象者数は1,627人で、特定健診受診者の60.9%を占めている。該当者割合は、国・県より高く、令和元年度と比較すると2.0ポイント減少している。なお、図表3-4-5-1における受診勧奨対象者は一項目でも受診勧奨判定値以上の項目があった人を指している。

図表3-4-5-1：特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の受診勧奨対象者率の差
特定健診受診者数(人)	3,100	1,914	2,579	2,672	-
医療機関への受診勧奨対象者数(人)	1,951	1,069	1,550	1,627	-
受診勧奨対象者率	南房総市	62.9%	55.9%	60.1%	60.9%
	国	57.5%	59.7%	59.0%	-0.4
	県	57.6%	60.4%	59.2%	-0.5
	同規模	57.6%	59.6%	59.0%	-0.1

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

参考：各健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	中性脂肪	300mg/dL以上	AST	51U/L以上
HbA1c	6.5%以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下	ALT	51U/L以上
随時血糖	126mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上	γ -GTP	101U/L以上
収縮期血圧	140mmHg以上	Non-HDLコレステロール	170mg/dL以上	eGFR	45ml/分/1.73m ² 未満
拡張期血圧	90mmHg以上	ヘモグロビン	男性12.1g/dL未満、女性11.1g/dL未満		

※厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準拠

② 特定健診受診者における受診勧奨対象者の経年推移

血糖・血圧・脂質の受診勧奨対象者の経年推移を検査値ごとにみる（図表3-4-5-2）。

令和4年度において、血糖ではHbA1c6.5%以上の人には335人で特定健診受診者の12.5%を占めており、令和元年度と比較すると割合は増加している。

血圧では、I度高血圧以上の人には885人で特定健診受診者の33.1%を占めており、令和元年度と比較すると割合は減少している。

脂質ではLDL-C140mg/dL以上の人には715人で特定健診受診者の26.8%を占めており、令和元年度と比較すると割合は減少している。

また、県の共通指標であるHbA1c6.5%以上の者の割合の経年推移（図表3-4-5-3）をみると、その割合は令和元年度以降横ばいで推移している。

図表3-4-5-2：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質）の経年推移

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
特定健診受診者数	3,100	-	1,914	-	2,579	-	2,672	-	
血糖 (HbA1c)	6.5%以上7.0%未満	217	7.0%	122	6.4%	164	6.4%	186	7.0%
	7.0%以上8.0%未満	118	3.8%	69	3.6%	110	4.3%	113	4.2%
	8.0%以上	39	1.3%	27	1.4%	30	1.2%	36	1.3%
	合計	374	12.1%	218	11.4%	304	11.8%	335	12.5%

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
特定健診受診者数	3,100	-	1,914	-	2,579	-	2,672	-	
血圧	I度高血圧	813	26.2%	420	21.9%	562	21.8%	692	25.9%
	II度高血圧	205	6.6%	61	3.2%	146	5.7%	161	6.0%
	III度高血圧	32	1.0%	9	0.5%	29	1.1%	32	1.2%
	合計	1,050	33.9%	490	25.6%	737	28.6%	885	33.1%

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
特定健診受診者数	3,100	-	1,914	-	2,579	-	2,672	-	
脂質 (LDL-C)	140mg/dL以上160mg/dL未満	528	17.0%	275	14.4%	396	15.4%	422	15.8%
	160mg/dL以上180mg/dL未満	244	7.9%	138	7.2%	196	7.6%	190	7.1%
	180mg/dL以上	106	3.4%	61	3.2%	113	4.4%	103	3.9%
	合計	878	28.3%	474	24.8%	705	27.3%	715	26.8%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計

KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定定の者） 令和元年度から令和4年度 累計

図表3-4-5-3：HbA1c6.5%以上の者の経年推移

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
HbA1cの検査結果がある人数	995	-	962	-	977	-	984	-
HbA1c6.5%以上の人数	133	13.4%	119	12.4%	133	13.6%	136	13.8%

【出典】KDB帳票 S26_026-集計対象者一覧 令和元年度から令和4年度 累計

参考：I度・II度・III度高血圧の定義

I度高血圧	収縮期血圧140-159mmHg かつ/または 拡張期血圧90-99mmHg
II度高血圧	収縮期血圧160-179mmHg かつ/または 拡張期血圧100-109mmHg
III度高血圧	収縮期血圧180mmHg以上 かつ/または 拡張期血圧110mmHg以上

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

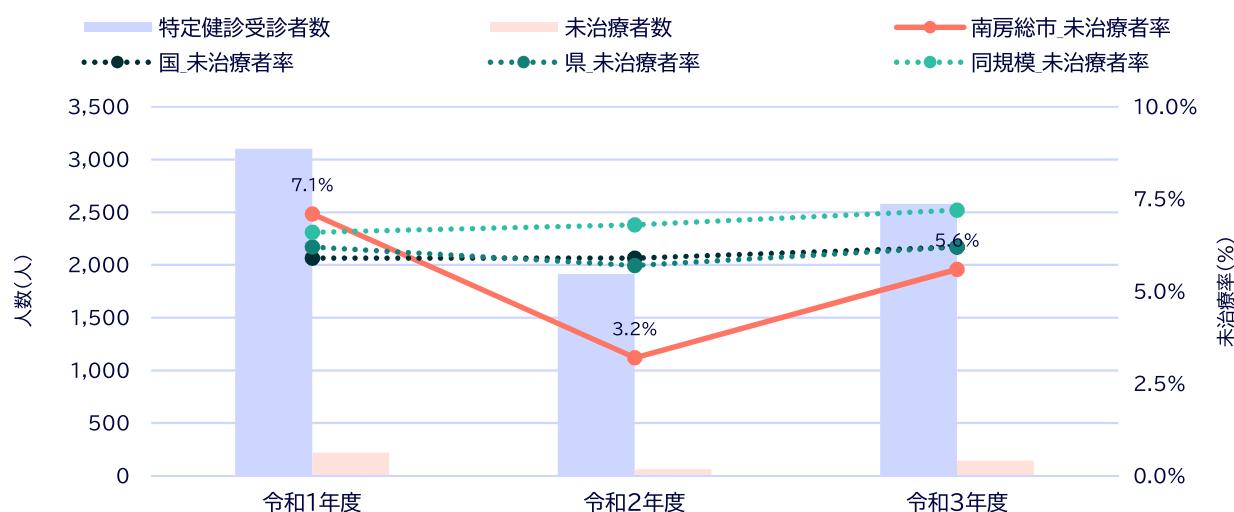
③ 受診勧奨対象者における医療機関の受診状況

ここでは、受診勧奨対象者の医療機関受診状況について概観する。受診勧奨対象者のうち医療機関への受診が確認されない人（未治療者）の割合から、特定健診を受診し医療機関の受診が促されているにも関わらず医療機関への受診が確認されない人がどの程度存在するのかが把握できる。

受診勧奨対象者の医療機関の受診状況をみると（図表3-4-5-4）、令和3年度の特定健診受診者2,579人のうち、医療機関の受診が確認されていない未治療者の割合は5.6%であり、国・県より低い。未治療者率は、令和元年度と比較して1.5ポイント減少している。

※未治療者：特定健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ特定健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者

図表3-4-5-4：受診勧奨対象者における未治療者率



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度と令和3年度の未治療者率の差
特定健診受診者数(人)		3,100	1,914	2,579	-
(参考) 医療機関への受診勧奨対象者数(人)		1,951	1,069	1,550	-
未治療者数(人)		219	61	144	-
未治療者率	南房総市	7.1%	3.2%	5.6%	-1.5
	国	5.9%	5.9%	6.2%	0.3
	県	6.2%	5.7%	6.2%	0.0
	同規模	6.6%	6.8%	7.2%	0.6

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和3年度 累計

④ 受診勧奨対象者における服薬状況

次に、血糖、血圧、脂質及び腎機能の受診勧奨対象者について、検査値ごとに健診受診年度のレセプトにおける服薬状況をみる（図表3-4-5-5）。受診勧奨対象者のうち、特に検査値が高い者は服薬による治療が必要な可能性があり、レセプトから服薬が確認されない場合、医療機関の受診を促す必要がある。

令和4年度の健診において、血糖がHbA1c6.5%以上であった335人の37.6%が、血圧がⅠ度高血圧以上であった885人の47.5%が、脂質がLDL-C140mg/dL以上であった715人の81.3%が服薬をしていない。

また、腎機能については、eGFR45ml/分/1.73m²未満であった39人の7.7%が血糖や血圧などの薬剤の服薬をしていない。

県の共通指標である受診勧奨対象者のうち糖尿病での医療機関受診割合の経年推移（図表3-4-5-6）をみると、その割合は令和元年度以降増加している。

図表3-4-5-5：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質・腎機能）の服薬状況

血糖 (HbA1c)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
6.5%以上7.0%未満	186	95	51.1%
7.0%以上8.0%未満	113	26	23.0%
8.0%以上	36	5	13.9%
合計	335	126	37.6%

血圧	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
Ⅰ度高血圧	692	321	46.4%
Ⅱ度高血圧	161	79	49.1%
Ⅲ度高血圧	32	20	62.5%
合計	885	420	47.5%

脂質 (LDL-C)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合
140mg/dL以上160mg/dL未満	422	355	84.1%
160mg/dL以上180mg/dL未満	190	148	77.9%
180mg/dL以上	103	78	75.7%
合計	715	581	81.3%

腎機能 (eGFR)	該当者数 (人)	服薬なし_人数 (人)	服薬なし_割合	服薬なしのうち、透析なし_人数 (人)	該当者のうち、服薬なし_透析なし_割合
30ml/分/1.73m ² 以上 45ml/分/1.73m ² 未満	30	3	10.0%	3	10.0%
15ml/分/1.73m ² 以上 30ml/分/1.73m ² 未満	8	0	0.0%	0	0.0%
15ml/分/1.73m ² 未満	1	0	0.0%	0	0.0%
合計	39	3	7.7%	3	7.7%

【出典】KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和4年度 累計

図表3-4-5-6：受診勧奨対象者のうち糖尿病での医療機関受診割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診勧奨対象者数(人)	279	171	265	343
糖尿病該当者(人)	214	140	221	264
医療機関受診割合	76.7%	81.9%	83.4%	77.0%

【出典】介入支援実施後の比較(栄養・重症化予防等) 糖尿病

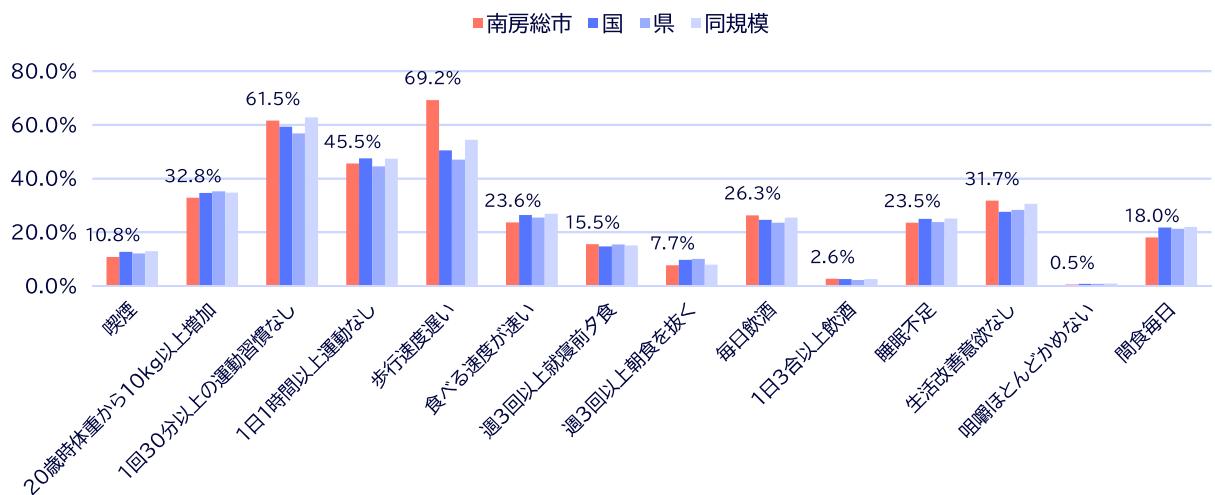
(6) 質問票の状況

① 特定健診受診者における質問票の回答状況

ここでは、特定健診での質問票の回答状況から、南房総市の特定健診受診者における喫煙や運動習慣、食事、睡眠などの生活習慣における傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者の質問票から生活習慣の状況をみると（図表3-4-6-1）、国や県と比較して「1回30分以上の運動習慣なし」「歩行速度遅い」「週3回以上就寝前夕食」「毎日飲酒」「3合以上」「生活改善意欲なし」の回答割合が高い。

図表3-4-6-1：特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



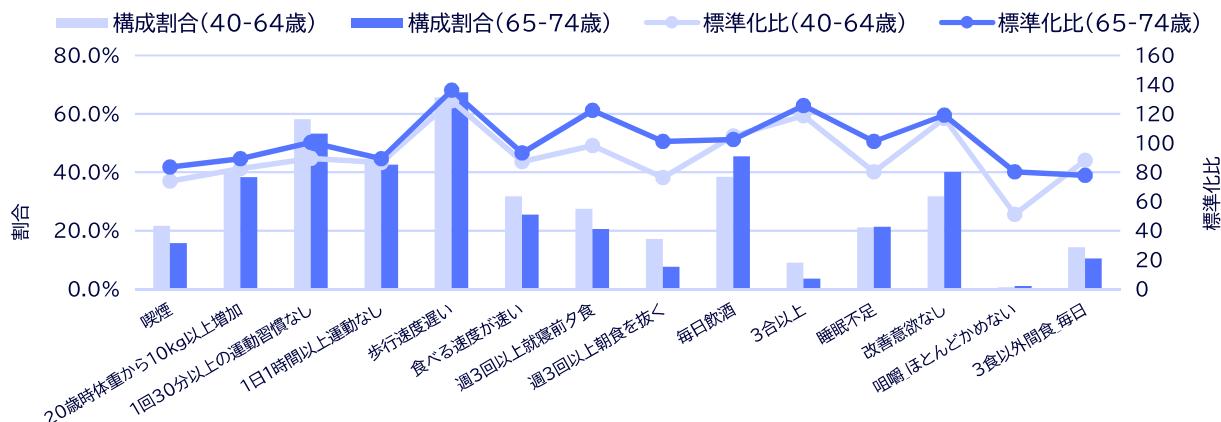
	喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の 運動習慣 なし	1日1時間 以上 運動なし	歩行速度 遅い	食べる 速度が 遅い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠不足	生活改善 意欲なし	咀嚼 ほとんど かめない	間食 毎日
南房総市	10.8%	32.8%	61.5%	45.5%	69.2%	23.6%	15.5%	7.7%	26.3%	2.6%	23.5%	31.7%	0.5%	18.0%
国	12.7%	34.6%	59.3%	47.5%	50.4%	26.4%	14.7%	9.7%	24.6%	2.5%	24.9%	27.5%	0.8%	21.7%
県	12.1%	35.2%	56.7%	44.5%	47.0%	25.4%	15.4%	10.0%	23.5%	2.2%	23.7%	28.3%	0.7%	21.2%
同規模	12.9%	34.7%	62.7%	47.3%	54.4%	26.8%	15.0%	7.9%	25.4%	2.5%	25.0%	30.5%	0.9%	21.9%

【出典】KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度 年次

② 特定健診受診者における年代別質問票の回答状況と標準化比

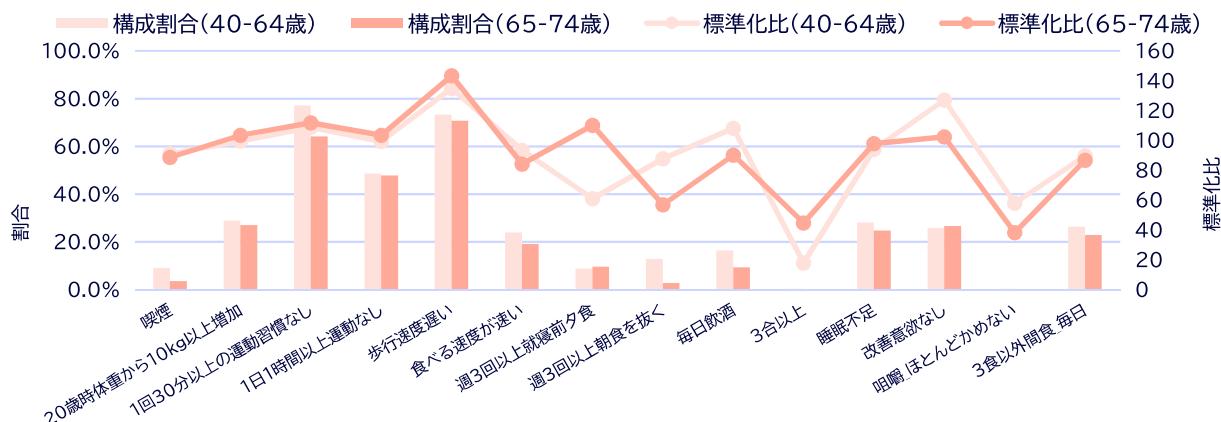
さらに、国における各設問への回答者割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、年代別の回答者割合を国と比較すると（図表3-4-6-2・図表3-4-6-3）、男性では「歩行速度遅い」「3合以上」「生活改善意欲なし」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「歩行速度遅い」「1回30分以上の運動習慣なし」「生活改善意欲なし」の標準化比がいずれの年代においても高い。

図表3-4-6-2：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_男性



		喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の 運動習慣 なし	1日 1時間 以上 運動なし	歩行速 度遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠 不足	生活 改善 意欲 なし	咀嚼 (ほとん どかめ ない)	間食 毎日
40- 64歳	回答割合	21.6%	40.1%	58.1%	43.4%	65.5%	31.7%	27.5%	17.1%	38.4%	9.0%	21.1%	31.7%	0.6%	14.3%
	標準化比	73.8	82.4	89.4	86.7	129.0	87.2	98.2	76.4	104.8	118.6	80.3	117.0	51.1	88.2
65- 74歳	回答割合	15.6%	38.3%	53.2%	42.5%	67.4%	25.5%	20.5%	7.6%	45.4%	3.5%	21.3%	40.0%	1.0%	10.4%
	標準化比	83.7	89.2	100.4	89.3	136.1	93.2	122.4	101.2	102.4	125.7	101.0	119.1	80.2	77.9

図表3-4-6-3：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_女性



		喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 上の 運動習 慣なし	1日 1時間 以上 運動なし	歩行速 度遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠 不足	生活 改善 意欲 なし	咀嚼 (ほとん どかめ ない)	間食 毎日
40- 64歳	回答割合	9.0%	28.9%	77.2%	48.5%	73.2%	23.9%	8.8%	12.7%	16.4%	0.3%	28.1%	25.7%	0.3%	26.3%
	標準化比	91.1	99.6	108.8	99.5	134.9	93.3	60.9	87.8	108.3	17.9	94.0	127.0	58.0	89.7
65- 74歳	回答割合	3.5%	26.9%	64.1%	47.7%	70.7%	19.1%	9.5%	2.7%	9.3%	0.1%	24.7%	26.6%	0.2%	22.8%
	標準化比	88.8	103.4	111.8	103.6	143.4	84.2	110.2	56.9	90.1	44.6	97.8	102.3	38.2	86.6

【出典】KDB帳票 S21_007-質問票調査の状況 令和4年度 累計

5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況

本項では、後期高齢者医療制度や介護保険との一体的実施との接続を踏まえ、介護及び高齢者に係るデータを分析する。

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成

保険種別の被保険者構成をみると（図表3-5-1-1）、国民健康保険（以下、国保という）の加入者数は9,936人、国保加入率は27.9%で、国・県より高い。後期高齢者医療制度（以下、後期高齢者という。）の加入者数は9,678人、後期高齢者加入率は27.2%で、国・県より高い。

図表3-5-1-1：保険種別の被保険者構成

	国保			後期高齢者		
	南房総市	国	県	南房総市	国	県
総人口	35,593	-	-	35,593	-	-
保険加入者数（人）	9,936	-	-	9,678	-	-
保険加入率	27.9%	19.7%	19.6%	27.2%	15.4%	14.8%

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

生活習慣病における重篤な疾患である「心臓病」「脳血管疾患」やフレイル予防という観点で「筋・骨格関連疾患」に焦点をあて、概観する。

年代別の要介護（要支援）認定者における有病状況（図表3-5-2-1）をみると、前期高齢者である65-74歳の有病割合の国との差は、「心臓病」（8.6ポイント）、「脳血管疾患」（1.1ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（7.1ポイント）である。75歳以上の認定者の有病割合の国との差は、「心臓病」（3.3ポイント）、「脳血管疾患」（-4.0ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（3.0ポイント）である。

図表3-5-2-1：年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

疾病名	65-74歳			75歳以上		
	南房総市	国	国との差	南房総市	国	国との差
糖尿病	28.5%	21.6%	6.9	24.1%	24.9%	-0.8
高血圧症	44.9%	35.3%	9.6	60.6%	56.3%	4.3
脂質異常症	27.6%	24.2%	3.4	38.5%	34.1%	4.4
心臓病	48.7%	40.1%	8.6	66.9%	63.6%	3.3
脳血管疾患	20.8%	19.7%	1.1	19.1%	23.1%	-4.0
筋・骨格関連疾患	43.0%	35.9%	7.1	59.4%	56.4%	3.0
精神疾患	26.7%	25.5%	1.2	37.1%	38.7%	-1.6

【出典】KDB帳票 S25_006-医療・介護の窓口（有病状況）令和4年度 年次

(3) 保険種別の医療費の状況

① 保険種別の人一人当たり医療費と入院医療費の割合

国保及び後期高齢者の一人当たり月額医療費をみると（図表3-5-3-1）、国保の入院医療費は、国と比べて2,140円多く、外来医療費は2,860円多い。後期高齢者の入院医療費は、国と比べて3,700円少なく、外来医療費は1,870円少ない。

また、医療費に占める入院医療費の割合は、国保では0.4ポイント高く、後期高齢者では1.2ポイント低い。

図表3-5-3-1：保険種別の人一人当たり月額医療費及び入院医療費の状況

	国保			後期高齢者		
	南房総市	国	国との差	南房総市	国	国との差
入院_一人当たり医療費（円）	13,790	11,650	2,140	33,120	36,820	-3,700
外来_一人当たり医療費（円）	20,260	17,400	2,860	32,470	34,340	-1,870
総医療費に占める入院医療費の割合	40.5%	40.1%	0.4	50.5%	51.7%	-1.2

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

② 保険種別の医療費の疾病別構成

保険種別に医療費の疾病別構成割合をみると（図表3-5-3-2）、国保では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の18.2%を占めており、国と比べて1.4ポイント高い。後期高齢者では「筋・骨格関連疾患」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の12.0%を占めており、国と比べて0.4ポイント低い。

重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳出血」「脳梗塞」「狭心症」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。

図表3-5-3-2：保険種別医療費の状況

疾病名	国保			後期高齢者		
	南房総市	国	国との差	南房総市	国	国との差
糖尿病	6.8%	5.4%	1.4	4.8%	4.1%	0.7
高血圧症	4.3%	3.1%	1.2	4.4%	3.0%	1.4
脂質異常症	2.1%	2.1%	0.0	1.4%	1.4%	0.0
高尿酸血症	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
脂肪肝	0.1%	0.1%	0.0	0.1%	0.0%	0.1
動脈硬化症	0.0%	0.1%	-0.1	0.1%	0.2%	-0.1
がん	18.2%	16.8%	1.4	11.7%	11.2%	0.5
脳出血	0.8%	0.7%	0.1	1.3%	0.7%	0.6
脳梗塞	1.7%	1.4%	0.3	2.8%	3.2%	-0.4
狭心症	1.1%	1.1%	0.0	1.4%	1.3%	0.1
心筋梗塞	0.3%	0.3%	0.0	0.3%	0.3%	0.0
慢性腎臓病（透析あり）	5.1%	4.4%	0.7	5.1%	4.6%	0.5
慢性腎臓病（透析なし）	0.3%	0.3%	0.0	0.5%	0.5%	0.0
精神疾患	8.3%	7.9%	0.4	3.6%	3.6%	0.0
筋・骨格関連疾患	8.9%	8.7%	0.2	12.0%	12.4%	-0.4

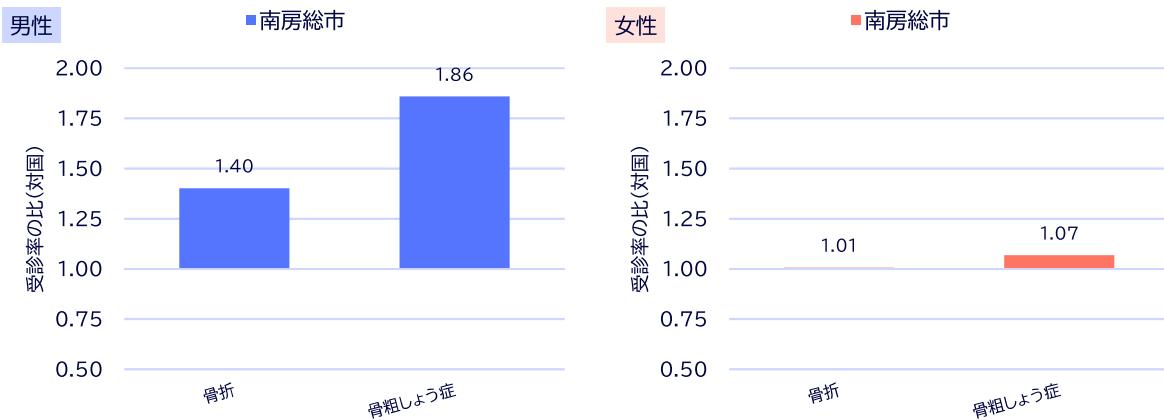
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

※ここでは、総医療費に占める各疾患の医療費の割合を集計している

(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率

前期高齢者における「骨折」及び「骨粗しょう症」の受診率（図表3-5-4-1）をみると、国と比べて、男女とも「骨折」と「骨粗しょう症」の受診率は高い。

図表3-5-4-1：前期高齢者の骨折及び骨粗しょう症の受診率比較



【出典】KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類）令和4年度 累計

※表内の「骨折」は入院及び外来、「骨粗しょう症」は外来を集計している

(5) 後期高齢者の健診受診状況

健診受診の状況（図表3-5-5-1）をみると、後期高齢者の健診受診率は8.6%で、国と比べて16.2ポイント低い。続いて、健診受診者に占める受診勧奨対象者の割合をみると、後期高齢者の受診勧奨対象者率は60.7%で、国と比べて0.2ポイント低い。また、検査項目ごとの健診受診者に占める有所見者の割合を国と比べると、後期高齢者では「血圧」「血圧・脂質」の該当割合が高い。

図表3-5-5-1：後期高齢者の健診状況

	後期高齢者		
	南房総市	国	国との差
健診受診率	8.6%	24.8%	-16.2
受診勧奨対象者率	60.7%	60.9%	-0.2
有所見者の状況	血糖	5.0%	5.7%
	血圧	26.4%	24.3%
	脂質	10.5%	10.8%
	血糖・血圧	2.4%	3.1%
	血糖・脂質	1.0%	1.3%
	血圧・脂質	7.7%	6.9%
	血糖・血圧・脂質	0.6%	0.8%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

参考：健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	収縮期血圧	140mmHg以上	中性脂肪	300mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上
HbA1c	6.5%以上	拡張期血圧	90mmHg以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下		

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

(6) 後期高齢者における質問票の回答状況

後期高齢者における質問票の回答状況をみると（図表3-5-6-1）、国と比べて、「ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」」「体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」」の回答割合が高い。

図表3-5-6-1：後期高齢者における質問票の回答状況

カテゴリー	項目・回答	回答割合		
		南房総市	国	国との差
健康状態	健康状態が「よくない」	0.7%	1.1%	-0.4
心の健康	毎日の生活に「不満」	0.8%	1.1%	-0.3
食習慣	1日3食「食べていない」	5.0%	5.4%	-0.4
口腔・嚥下	半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」	22.7%	27.7%	-5.0
	お茶や汁物等で「むせることがある」	15.3%	20.9%	-5.6
体重変化	6か月間で2~3kg以上の体重減少が「あった」	8.3%	11.7%	-3.4
運動・転倒	以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」	52.5%	59.1%	-6.6
	この1年間に「転倒したことがある」	15.3%	18.1%	-2.8
	ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」	48.7%	37.1%	11.6
認知	周囲の人から「物忘れがあると言われたことがある」	12.6%	16.2%	-3.6
	今日が何月何日かわからない日が「ある」	17.4%	24.8%	-7.4
喫煙	たばこを「吸っている」	3.6%	4.8%	-1.2
社会参加	週に1回以上外出して「いない」	7.5%	9.4%	-1.9
	ふだんから家族や友人との付き合いが「ない」	3.6%	5.6%	-2.0
ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」	5.5%	4.9%	0.6

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

6 その他の状況

(1) 重複服薬の状況

重複服薬の状況をみると（図表3-6-1-1）、重複処方該当者数は43人である。

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が2以上に該当する者

図表3-6-1-1：重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）		複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を受けた人	2医療機関以上	233	36	11	2	1	0	0	0	0	0
	3医療機関以上	7	5	2	1	1	0	0	0	0	0
	4医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(2) 多剤服薬の状況

多剤服薬の状況をみると（図表3-6-2-1）、多剤処方該当者数は16人である。

※多剤処方該当者：同一薬効に関する処方日数が1日以上かつ処方薬効数（同一月内）が15以上に該当する者

図表3-6-2-1：多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

処 方 日 数	処方薬効数（同一月内）											
	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
1日以上	5,161	4,270	3,332	2,433	1,702	1,125	742	447	301	181	16	0
15日以上	4,447	3,917	3,146	2,347	1,668	1,107	731	443	300	181	16	0
30日以上	3,990	3,541	2,869	2,160	1,550	1,049	693	422	288	176	14	0
60日以上	2,115	1,936	1,637	1,309	985	719	496	316	221	127	11	0
90日以上	986	911	782	632	490	358	271	173	116	65	9	0
120日以上	461	439	385	320	250	189	149	93	67	41	6	0
150日以上	235	224	192	158	126	90	72	46	38	26	5	0
180日以上	153	146	120	99	77	55	40	24	20	12	1	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(3) 後発医薬品の使用状況

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は81.8%で、県の81.0%と比較して0.8ポイント高い（図表3-6-3-1）。

図表3-6-3-1：後発医薬品の使用状況

	令和元年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
南房総市	77.3%	79.4%	80.3%	80.4%	80.6%	80.7%	81.8%
県	76.5%	78.9%	79.7%	80.4%	80.1%	80.1%	81.0%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率

国保被保険者におけるがん検診の受診状況をみると（図表3-6-4-1）、下表の5つのがんの検診平均受診率は18.5%で、国・県より高い。

図表3-6-4-1：国保被保険者におけるがん検診の受診状況

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
南房総市	7.0%	18.2%	17.6%	21.9%	27.7%	18.5%
国	12.1%	15.2%	16.0%	16.2%	18.2%	15.5%
県	9.7%	17.4%	16.1%	16.8%	21.4%	16.3%

【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 令和3年度

7 健康課題の整理

(1) 健康課題の全体像の整理

死亡・要介護状態		
平均余命 平均自立期間		<ul style="list-style-type: none"> 男性の平均余命は80.4年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.3年である。女性の平均余命は86.9年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.9年である。（図表2-1-2-1） 男性の平均自立期間は78.8年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.3年である。女性の平均自立期間は83.7年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.8年である。（図表2-1-2-1）
死亡		<ul style="list-style-type: none"> 保健事業により予防可能な重篤な疾患について、令和3年の死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第6位（3.9%）、「脳血管疾患」は第2位（8.7%）、「腎不全」は第11位（2.1%）と、いずれも死因の上位に位置している。（図表3-1-1-1） 平成25年から平成29年までの重篤な疾患の標準化死亡比は、急性心筋梗塞92.6（男性）100.7（女性）、脳血管疾患93.8（男性）95.5（女性）、腎不全89.4（男性）86.1（女性）。（図表3-1-2-1・図表3-1-2-2）
介護		<ul style="list-style-type: none"> 平均余命と平均自立期間の差は、男性は1.6年、女性は3.2年となっている。（図表2-1-2-1） 介護認定者における有病割合をみると「心臓病」は64.7%、「脳血管疾患」は19.4%であり、これらの重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合は「糖尿病」（24.5%）、「高血圧症」（58.7%）、「脂質異常症」（37.1%）である。（図表3-2-3-1）
生活習慣病重症化		
医療費	・入院	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業により予防可能な疾患について入院医療費の上位をみると、「脳梗塞」が8位（3.9%）となっている。これらの疾患の受診率をみると、「脳梗塞」が国の1.3倍となっている。（図表3-3-2-2・図表3-3-2-3） 重篤な疾患の患者は、基礎疾患（「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」）を有している人が多い。（図表3-3-5-1） 「虚血性心疾患」の入院受診率は、国の1.49倍、「脳血管疾患」の入院受診率は、国の1.09倍である。（図表3-3-4-1） 「脳血管疾患」の受診率は、令和元年度と比較して+8.7%で国・県が減少している中増加している。「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、令和元年度と比較して+25.3%で伸び率は国・県より大きい。（図表3-3-4-2）
	・外来（透析）	<ul style="list-style-type: none"> 「腎不全」の外来医療費は、外来医療費全体の8.3%を占めている。（図表3-3-3-1） 生活習慣病における重篤な疾患のうち「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、国の1.19倍である。（図表3-3-4-1） 「慢性腎臓病（透析あり）」患者のうち、「糖尿病」を有している人は55.6%、「高血圧症」は100.0%、「脂質異常症」は64.4%となっている。（図表3-3-5-1）
	・入院・外来	<ul style="list-style-type: none"> 重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳出血」「脳梗塞」「狭心症」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。（図表3-5-3-2）

▲ ◀重症化予防

生活習慣病		
医療費		<ul style="list-style-type: none"> 「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」及び「慢性腎臓病（透析なし）」の外来受診率は、「慢性腎臓病（透析なし）」が国より低い。（図表3-3-4-1） 令和4年度3月時点の被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は、「糖尿病」が1,758人（17.7%）、「高血圧症」が2,940人（29.6%）、「脂質異常症」が2,697人（27.1%）である。（図表3-3-5-2）
特定健診		<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨対象者数は1,627人で、特定健診受診者の60.9%となっており、2.0ポイント減少している。その割合は、国よりも高い。（図表3-4-5-1） 受診勧奨対象者のうち服薬が確認されていない人の割合は、血糖ではHbA1cが6.5%以上であった335人の37.6%、血圧ではI度高血圧以上であった885人の47.5%、脂質ではLDL-Cが140mg/dL以上であった715人の81.3%、腎機能ではeGFRが45ml/min未満であった39人の7.7%である。（図表3-4-5-5）

▲ ◀生活習慣病発症予防・保健指導

生活習慣病予備群・メタボリックシンドローム		
特定健診		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度のメタボ該当者は585人（21.9%）で増加しており、メタボ予備群該当者は332人（12.4%）で減少している。 メタボ該当者・予備群該当者の割合はほぼ横ばいで推移している。（図表3-4-3-2） 令和4年度の特定保健指導実施率（速報値）は14.3%であり、県より低い。令和3年度の特定保健指導実施率は15.7%であり、国・県より低い。（図表3-4-4-1） 有所見該当者の割合について、国を100とした標準化比は、男性では「空腹時血糖」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」の標準化比がいずれの年代においても100を超えており、女性では「BMI」「腹囲」「空腹時血糖」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「LDL-C」「ALT」「血清クレアチニン」の標準化比がいずれの年代においても100を超えており。（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）

▲ ◀早期発見・特定健診

不健康な生活習慣	
健康に関する意識	<ul style="list-style-type: none">令和4年度の特定健診受診率（速報値）は33.9%であり、県より低い。令和3年度の特定健診受診率は30.4%であり、国・県より低い。（図表3-4-1-1）令和4年度の特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は1,410人で、特定健診対象者の17.9%となっている。（図表3-4-1-3）
特定健診	<ul style="list-style-type: none">特定健診受診者の質問票の回答割合について、国を100とした標準化比は、男性では「歩行速度遅い」「3合以上」「生活改善意欲なし」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「歩行速度遅い」「1回30分以上の運動習慣なし」「生活改善意欲なし」の標準化比がいずれの年代においても高い。（図表3-4-6-2）

▲ ◀健康づくり ◀社会環境・体制整備

地域特性・背景	
南房総市の特性	<ul style="list-style-type: none">高齢化率は46.9%で、国や県と比較すると、高い。（図表2-1-1-1）国保加入者数は9,936人で、65歳以上の被保険者の割合は53.9%となっている。（図表2-1-5-1）
健康維持増進のための社会環境・体制	<ul style="list-style-type: none">一人当たり医療費は増加している。（図表3-3-1-1）重複処方該当者数は43人であり、多剤処方該当者数は16人である。（図表3-6-1-1・図表3-6-2-1）後発医薬品の使用割合は81.8%であり、県と比較して0.8ポイント高い。（図表3-6-3-1）
その他（がん）	<ul style="list-style-type: none">悪性新生物（「大腸」「気管、気管支及び肺」「胃」）は死因の上位にある。（図表3-1-1-1）5がんの検診平均受診率は国・県より高い。（図表3-6-4-1）

(2) わがまちの生活習慣病に関する健康課題

考察	健康課題	評価指標
<p>◀重症化予防</p> <p>保健事業により予防可能な重篤疾患を見ると、脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全はいずれも死因の上位に位置している。南房総市ではこれらの疾患のいずれも、SMRは国と同程度かやや低い傾向にある。一方で、脳血管疾患・虚血性心疾患の入院受診率、腎不全の外来受診率は国より高い傾向にあることから、これらの重篤な疾患の発生頻度は国と比べてやや高い可能性が考えられる。また、受診率の令和元年度以降の経年推移をみると脳血管疾患は国や県が減少傾向にある中、南房総市では増加しており、腎不全は国や県も増加しているものの、南房総市ではそれ以上に増加していることから、これらの疾患の発生頻度が高まっている可能性が考えられる。</p> <p>これらの重篤な疾患に関連する基礎疾患の外来受診率については、いずれも国と比べてやや高い傾向にあるものの、特定健診受診者においては、血糖・血圧・脂質に関して受診勧奨判定値を上回っているものの該当疾患に関する服薬が出ていないものが血糖では約4割弱、血圧では約5割弱、血中脂質では約8割強存在している。これらの事実から、南房総市では基礎疾患を有病しているものの適切な治療につながっていない人が依然存在しているため、適切な治療につなげることで、虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全といった重篤な疾患の発生を抑制できると考えられる。</p>	#1	<p>【長期指標】</p> <p>重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切に医療機関の受診を促進することが必要。</p> <p>【中期指標】</p> <p>特定健診受診者の内、HbA1cが6.5%以上の人の割合 血圧がⅠ度高血圧以上の人の割合 LDL-Cが140mg/dl以上の人の割合</p> <p>【短期指標】</p> <p>特定健診受診者の内、HbA1cが6.5%以上で服薬なしの人の割合 血圧がⅠ度高血圧以上で服薬なしの人の割合 LDL-Cが140mg/dl以上で服薬なしの人の割合</p>
<p>◀生活習慣病発症予防・保健指導</p> <p>特定健診受診者の内、受診勧奨判定値を超えた人の割合は国と比較して高く、メタボ該当者の割合・予備群該当者の割合はほぼ横ばいで推移している。</p> <p>特定保健指導実施率は国と比較して低いことから、メタボ該当者・予備群該当者に対して十分な保健指導が実施できていない可能性が考えられる。</p> <p>これらの事実・考察から、特定保健指導実施率の向上に力を入れることにより、多くのメタボ該当者・予備群該当者に保健指導を実施することができれば、メタボ該当者・予備群該当者を減少させ、糖尿病・高血圧・脂質異常症の発症予防につながる可能性が考えられる。</p>	#2	<p>【中期指標】</p> <p>メタボ該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、減少させることを目的に、特定保健指導実施率の維持・向上が必要。</p> <p>【短期指標】</p> <p>特定保健指導実施率</p>
<p>◀早期発見・特定健診</p> <p>特定健診受診率は国と比べて低く、特定健診対象者の内、約2割弱が健診未受診かつ生活習慣病の治療も受けていない健康状態が不明の状態にあることから、本来医療機関受診勧奨や特定保健指導による介入が必要な人が特定健診で捉えられていない可能性が考えられる。</p>	#3	<p>【短期指標】</p> <p>適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診受診率の向上が必要。</p> <p>特定健診受診率</p>
<p>◀健康づくり</p> <p>特定健診受診者における質問票の回答割合を見ると、男女とも、運動不足の改善が必要と思われる人の割合が多い。このような生活習慣が継続した結果、高血糖や高血圧、脂質異常の状態に至り、動脈硬化が進行した結果、最終的に虚血性心疾患の発症に至る者が多い可能性が考えられる。</p>	#4	健康づくり推進計画で担う

(3) 一体的実施及び社会環境・体制整備に関する課題

考察	健康課題	評価指標
<p>◀介護予防・一体的実施</p> <p>介護認定者における有病割合を見ると、高血圧・脂質異常症といった基礎疾患、心臓病といった重篤な疾患は前期高齢者に比べ後期高齢の方が多い。また、医療費の観点では、脳出血・脳梗塞・狭心症の医療費の総医療費に占める割合が国保被保険者よりも後期高齢者の方が高い。</p> <p>これらの事実から、国保被保険者への生活習慣病の重症化予防が、後期高齢者における重篤疾患発症の予防につながる可能性が考えられる。</p>	#5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。	高齢者福祉介護保険計画で担う
<p>◀社会環境・体制整備</p> <p>重複服薬者が43人、多剤服薬者が16人存在することから、医療費適正化・健康増進の観点で服薬を適正化すべき人が一定数存在する可能性がある。</p> <p>後発医薬品の使用割合は81.8%で、県よりも高い。医療費の多くを占める薬剤費を適正化するため、引き続き普及啓発が必要である。</p>	#6 重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。 #7 後発医薬品使用割合の向上が必要	【短期指標】 重複服薬者の人数 多剤服薬者の人数 後発医薬品の使用割合
<p>◀その他（がん）</p> <p>各種の悪性新生物は死因の上位に位置しており、死亡者数も多い。がん検診の平均受診率は国や県よりも高いため、がん検診の受診率の向上に力を入れることで、早期発見・早期治療につながり、死亡者数・死亡率を抑制できる可能性が考えられる。</p>	#8 がん検診の受診率を向上させることが必要。	健康づくり推進計画で担う

第4章 データヘルス計画の目的・目標

第3期データヘルス計画の目的、並びにそれを達成するための短期目標及び中長期目標を整理した。

6年後に目指したい姿～健康課題を解決することで達成したい姿～
平均自立期間の延伸（開始時：男性78.8歳・女性83.7歳）

共通指標	長期指標	開始時	目標値	目標値基準
●	新規人工透析患者数の減少（国保継続加入者）	3人	減少	-
	虚血性心疾患の入院受診率	7.0	5.4	県・令和4年度
	脳血管疾患の入院受診率	11.2	9.3	県・令和4年度
	慢性腎臓病（透析あり）の外来受診率	36.2	32.2	県・令和4年度
共通指標	中期指標	開始時	目標値	比較対象
●	メタボ該当者の割合	21.9%	20.3%	県・令和4年度
●	メタボ予備群該当者の割合	12.4%	11.3%	県・令和4年度
●	糖尿病の有病割合	17.7%	減少	-
●	高血圧症の有病割合	29.6%	減少	-
●	HbA1c6.5%以上の人の割合	37.6%	減少	-
	血圧がⅠ度高血圧以上の人の割合	47.5%	減少	-
	LDL-Cが140mg/dl以上の人割合	81.3%	減少	-
●	受診勧奨対象者のうち糖尿病での医療機関受診割合	77%	減少	-
共通指標	短期指標	開始時	目標値	比較対象
●	特定健康診査受診率	33.9%	45%	-
●	特定保健指導実施率	14.3%	25%	-
	HbA1cが6.5%以上で服薬なしの人の割合	37.6%	減少	-
	血圧がⅠ度高血圧以上で服薬なしの人の割合	47.5%	減少	-
	LDL-Cが140mg/dl以上で服薬なしの人の割合	81.3%	減少	-
	重複服薬者の人数	43人	減少	-
	多剤服薬者の人数	16人	減少	-
	後発医薬品の使用割合	81.8%	向上	-

※●は県の共通指標

※開始時の数値は令和4年度の数値

※目標値の「減少」は初めて第3期から設定するため

第5章 保健事業の内容

1 保健事業の整理

第2期に実施した保健事業の振り返りを行った上で、第3期データヘルス計画における目的・目標を達成するための保健事業を整理した。

(1) 重症化予防

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	重症化予防に関するデータヘルス計画の目標	
長期	C	新規人工透析患者の抑制	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
	C 減少	糖尿病性腎症重症化予防事業	対象者： 特定健診結果により高血糖かつ腎機能低下が強く疑われる者 方法： 医療機関への受診勧奨（電話、訪問等）

▼

第3期計画における重症化予防に関する健康課題
#1 健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して、適切な医療機関の受診を促進することが必要。
第3期計画における重症化予防に関するデータヘルス計画の目標
特定健診受診者の内、HbA1cが6.5%以上で服薬なしの者の割合の減少。 特定健診受診者の内、血圧がⅠ度高血圧以上で服薬なしの者の割合の減少。 特定健診受診者の内、LDL-Cが140mg/dl以上で服薬なしの者の割合の減少。

▼

第3期計画における重症化予防に関する保健事業
保健事業の方向性
第2期計画期間で実施していた事業では透析移行患者の抑制を目標に実施し、両事業とも目標を達成している。 第3期計画においては引き続き新規人工透析患者の抑制を目標としつつも、虚血性心疾患・脳血管疾患の発生の抑制も目標とし、血糖・腎機能に加え、血圧・血中脂質に関しても適切な医療機関受診を促進していく。
健康課題
#1 繙続 糖尿病性腎症重症化予防事業
#1 新規 生活習慣病重症化予防事業

①糖尿病性腎症重症化予防事業

実施計画															
事業概要	<p><目的> 県の標準的な手順に従い、糖尿病性腎症の悪化および慢性腎臓病（CKD）に侵攻する可能性のある者に対して医療機関への受診勧奨や保健指導等を行うことで、糖尿病性腎症の重症化を予防する。</p> <p><事業内容></p> <p>各種レセプトデータ、特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに介入対象者を決定する。</p> <p>介入対象者に対し、医療機関への受診を促す通知により勧奨を行う。</p> <p>通知による勧奨後、介入対象者を絞り、電話や訪問による保健指導を実施する。</p> <p>年度末までに再度レセプトを用い、対象者の医療機関への受診状況を確認し効果検証を実施する。</p>														
対象者	<p>2型糖尿病未治療者のうち、健診データから空腹時血糖126mg/dl（随時血糖値200mg/dl）以上又はHbA1c6.5%以上の者であり、かつ次のいずれかである者。</p> <p>①尿蛋白（±）以上 ②血清クレアチニン検査を行っている場合、 ア. eGFR60未満（70歳以上：eGFR50未満） 1. eGFR60以上（70歳以上：eGFR50以上）であっても1年間のeGFR低下が5以上又は1年間のeGFRの低下率が25%以上</p>														
ストラクチャー	<p><実施体制> 保険年金課：健診結果データ登録、事業の効果検証・評価 健康推進課：介入対象者の決定、通知・電話・訪問による保健指導の実施 <p><関係機関></p> 安房医師会、千葉県国民健康保険団体連合会 </p>														
プロセス	<p>実施方法：通知による医療機関受診勧奨、電話・訪問による保健指導 対象者：生活習慣病の未治療者・治療中断者 上記の事業実施方法や対象者について、関係部署と検討会を実施し適宜見直しを検討する。</p>														
評価指標・目標値															
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・説明の実施：100%														
プロセス	事業内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上実施														
事業アウトプット	<p>【項目名】受診勧奨実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%									
事業アウトカム	<p>【項目名】医療機関受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table>	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	30%	30%	30%	30%	30%	30%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
-	30%	30%	30%	30%	30%	30%									
評価時期	毎年度末														

②生活習慣病重症化予防事業

実施計画															
事業概要	<p><目的> 脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全といった重篤な疾患の発生を抑制するために、重篤な疾患の原因となる動脈硬化を促進する生活習慣病を有病しながら、医療機関につながっていないと思われる国保被保険者に対して、適切な医療受診を促進する。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種レセプトデータ、特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに介入対象者を決定する。 ・介入対象者に対し、医療機関への受診を促す通知により勧奨を行う。 ・通知による勧奨後、介入対象者を絞り、電話や訪問による保健指導を実施する。 ・年度末までに再度レセプトを用い、対象者の医療機関への受診状況を確認し効果検証を実施する。 														
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診者のうち以下の基準値を超えているもの、健診受診後に該当疾患において医療機関の受診が確認できないもの。 <p>血糖 : HbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上 血圧 : 収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上 血中脂質 : 中性脂肪300mg/dl以上、またはLDLコレステロール140mg/dl以上 腎機能 : eGFR45ml/分/1.73m²未満</p>														
ストラクチャー	<p><実施体制> 保険年金課：業者委託の検討、データ準備、事業対象者の抽出、通知、事業の効果検証・評価 健康推進課：業者委託の検討、介入対象者の決定、電話・訪問による保健指導の実施</p> <p><関係機関> 安房医師会、千葉県国民健康保険団体連合会</p>														
プロセス	<p>実施方法：通知による医療機関受診勧奨、電話・訪問による保健指導。 対象者：健診受診者のうち基準値を超えているもの、健診受診後に該当疾患において医療機関の受診が確認できないもの。 上記の事業実施方法や対象者について、関係部署と検討会を実施し適宜見直しを検討する。</p>														
評価指標・目標値															
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置 : 100% 関係機関への事業周知・説明の実施 : 100%														
プロセス	事業内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上実施。														
事業アウトプット	<p>【項目名】受診勧奨実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
-	100%	100%	100%	100%	100%	100%									
事業アウトカム	<p>【項目名】医療機関受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table>	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	30%	30%	30%	30%	30%	30%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
-	30%	30%	30%	30%	30%	30%									
評価時期	毎年度末														

(2) 生活習慣病発症予防・保健指導

第2期計画における取組と評価

目標分類	評価	生活習慣病発症予防・保健指導に関するデータヘルス計画の目標	
中期	A	メタボ該当者・メタボ予備群該当者割合の減少	
事業評価	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
C	メタボ・予備群該当者割合の減少 目標：減少 結果：減少	特定保健指導	対象者： 特定保健指導対象者 方法： 委託業者（専門職）による面接や電話等での適切な保健指導

第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関する健康課題

#2 メタボ該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、減少させることを目的に、特定保健指導実施率の向上が必要。

第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関するデータヘルス計画の目標

- ・特定健診受診者の内、メタボ該当者の割合の減少。
- ・特定健診受診者の内、メタボ予備群該当者の割合の減少。
- ・特定保健指導実施率の向上（現状：14.3% 目標値：25.0%）。

第3期計画における生活習慣病発症予防・保健指導に関する保健事業

保健事業の方向性

第3期計画においては引き続き特定保健指導は担当者のスキルアップをしながら適切な指導を実施し、メタボ該当者・予備群該当者の更なる減少を目指す。また、更なる実施率向上を達成するために、電話等による利用勧奨の対象者拡大を検討する。

健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
#2	継続	特定保健指導	対象者： 特定保健指導対象者 方法： 委託業者（専門職）による面接や電話等での適切な保健指導 ※事業内容の詳細は第10章に記載

特定保健指導

実施計画							
事業概要	内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行う。						
対象者	健診受診者のうち腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し積極的支援、動機付け支援者に分けられる。 ※対象者の詳細は第10章参照						
ストラクチャー	<実施体制> 保険年金課：業者委託の検討、データ準備、事業対象者の抽出、事業の効果検証・評価 健康推進課：業者委託の検討、介入対象者の決定、電話・訪問による保健指導の実施 <関係機関> 健康推進課、委託業者						
プロセス	実施方法：通知による医療機関受診勧奨、電話・訪問による保健指導。 対象者：特定保健指導対象者。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・説明の実施：100%						
プロセス	事業内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【項目名】 特定保健指導実施率						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業アウトカム	-	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
	【項目名】 メタボ該当者割合						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21.9%	減少	減少	減少	減少	減少	20.3%
【項目名】 メタボ予備群該当者割合							
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	12.4%	減少	減少	減少	減少	減少	11.3%
評価時期	毎年度末						

(3) 早期発見・特定健診

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	早期発見・特定健診に関連するデータヘルス計画の目標	
短期	B	特定健診受診率の向上	
事業評価	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	特定健診 受診率 目標：45.0% 結果：33.9%	特定健診受診率向上事業	対象者： 特定健診未受診者 方法： 通知による勧奨・再勧奨（対象者の特性に応じた送り分け）

第3期計画における早期発見・特定健診に関する健康課題
#3 適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診受診率の向上が必要。
第3期計画における早期発見・特定健診に関連するデータヘルス計画の目標
特定健診受診率の向上（現状：33.9% 目標値：45.0%）。

第3期計画における早期発見・特定健診に関する保健事業			
保健事業の方向性			
第2期計画期間で開始した対象者の特性に応じてメッセージを変えた通知勧奨・再勧奨およびインセンティブ事業により、第2期計画期間開始時から目標値には至っていないことから、第2期で実施していた事業を継続しつつ、追加施策を検討していく。			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
#3	継続 (一部追加)	特定健診受診率向上事業	対象者： 特定健診未受診者 方法： ①通知による勧奨・再勧奨（対象者の特性に応じた送り分け） ②不定期受診者への市職員からの電話勧奨 ③SMSによる利用勧奨と特定健診用特設Webサイトの作成

特定健診受診率の向上

実施計画															
事業概要	<p><目的> 適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐために特定健診の受診率を向上させる。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診履歴や問診票の回答結果等のデータを人工知能を用いて分析し、精度の高い優先順位づけを行う。 ・健診対象者へ一律の通知内容ではなく、データ分析から得た健康特性に基づき、ソーシャルマーケティング手法及びナッジ理論を活用した対象者ごとに個別の効果的なメッセージの送り分けを行う。 ・勧奨効果を高めるために、同一年度内に未受診者に対して複数回の受診勧奨を実施する。 ・年度末までに健診受診に関する効果検証を実施する。 														
対象者	<p>受診勧奨実施時点で健診未受診者。特に以下の対象者に着目した受診勧奨を実施する。</p> <p><継続受診者・新規受診者> リピート受診を促進するメッセージ内容を検討。</p> <p><長期未受診者> 医療機関の受診有無など、長期未受診者の属性を踏まえた最適な受診勧奨方法を検討。</p> <p><若年層（40～50歳代）> 通知だけでなくSMSによる勧奨の実施を検討。</p>														
ストラクチャー	<p><実施体制> 国民健康保険課：業者委託の検討、データ準備、事業の効果検証・評価</p> <p><関係機関> 健康推進課、国民健康保険団体連合会</p>														
プロセス	<p>実施方法：通知・SMSによる健診受診勧奨 対象者：特定健診未受診者 上記の事業実施方法や対象者について、関係部署と検討会を実施し適宜見直しを検討する</p>														
評価指標・目標値															
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置：100%														
プロセス	事業内容や実施方法の検討会の開催（年1回以上の開催）														
事業アウトプット	<p>【項目名】受診勧奨実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
-	100%	100%	100%	100%	100%	100%									
事業アウトカム	<p>【項目名】特定健診受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33.9%</td><td>45.0%</td><td>45.0%</td><td>45.0%</td><td>45.0%</td><td>45.0%</td><td>45.0%</td></tr> </tbody> </table>	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	33.9%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
33.9%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%									
評価時期	毎年度末														

(4) 社会環境・体制整備

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	社会環境・体制整備に関するデータヘルス計画の目標	
短期	C	重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化	
事業評価	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
C	重複服薬者の減少 通知後、指導後の改善割合	服薬適正化指導事業	<p>対象者： 重複服薬が継続的に確認される被保険者 方法： ①通知によるお薬相談の促進 ②通知送付後に市職員（専門職）の訪問指導</p>
B	ジェネリック医薬品普及率	ジェネリック医薬品利用促進事業	<p>対象者： ジェネリック医薬品の利用が少ない被保険者 方法： ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費の減少金額を記載した通知（差額通知）の送付</p>

第3期計画における社会環境・体制整備に関する健康課題	
#6	重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。
#7	後発医薬品使用割合の向上が必要。
第3期計画における社会環境・体制整備に関するデータヘルス計画の目標	
<ul style="list-style-type: none"> 重複服薬者の人数の減少。 多剤服薬者の人数の減少。 後発医薬品使用割合の向上。 	

第3期計画における社会環境・体制整備に関する保健事業			
保健事業の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 服薬適正化事業は、重複服薬者だけでなく多剤服薬者まで対象者を拡大する。 がん検診は国保被保険者のみを対象としている訳ではないため市として継続はするものの、本計画での掲載はしないこととする。 生活習慣病予防対策は健康増進計画でも重視している事業であるため、特定健診受診者への本取組は引き続き実施する。 			
健康課題	継続/新規	個別事業名	事業の概要
#6	継続	服薬適正化指導事業	<p>対象者： 重複服薬が継続的に確認される被保険者 方法： ①通知によるお薬相談の促進 ②通知送付後に市職員（専門職）の訪問指導</p>
#7	継続	ジェネリック医薬品利用促進事業	<p>対象者： ジェネリック医薬品の利用が少ない被保険者 方法： ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費の減少金額を記載した通知（差額通知）の送付</p>

服薬適正化指導事業

実施計画																				
事業概要	通知又は電話、訪問による服薬適正化の促進。																			
対象者	重複服薬・多剤服薬が継続的に確認される被保険者。																			
ストラクチャー	実施体制：保険年金課、健康推進課、KDBによる対象者の把握 関係機関：保険年金課、健康推進課、千葉県国民健康保険連合会																			
プロセス	実施方法：通知、電話、訪問による服薬の指導に関する相談対応 対象者：重複服薬・多剤服薬が継続的に確認される被保険者																			
評価指標・目標値																				
ストラクチャー	事業運営のための担当者の配置。																			
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・重複・多剤投与者等の概算の把握。 ・お薬手帳・ポリファーマシー・OCT等に関する普及・啓発の実施。 ・対象者の抽出の適切さ（抽出基準・人数など）とその検討。 																			
事業アウトプット	<p>【項目名】対象者への通知率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>						開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度														
-	100%	100%	100%	100%	100%	100%														
事業アウトカム	<p>【項目名】通知後の改善割合（改善数/通知数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>増加</td><td>増加</td><td>増加</td><td>増加</td><td>増加</td><td>増加</td></tr> </tbody> </table>						開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	増加	増加	増加	増加	増加	増加
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度														
-	増加	増加	増加	増加	増加	増加														
評価時期	年度末																			

① ジェネリック医薬品利用促進事業

実施計画																				
事業概要	差額通知の送付。																			
対象者	ジェネリック医薬品の利用が少ない被保険者。																			
ストラクチャー	実施体制：保険年金課、対象者の把握 関係機関：保険年金課、千葉県国民健康保険連合会																			
プロセス	実施方法：通知によるジェネリック医薬品の利用促進 対象者：被保険者全員																			
評価指標・目標値																				
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置																			
プロセス	差額通知対象者や差額通知での情報提供内容などの適切さについての検討と見直し。																			
事業アウトプット	<p>【項目名】後発医薬品差額通知の対象者への通知率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>						開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度														
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%														
事業アウトカム	<p>【項目名】ジェネリック医薬品の使用割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>開始時</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.8%</td><td>83%</td><td>84%</td><td>85%</td><td>86%</td><td>87%</td><td>88%</td></tr> </tbody> </table>						開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	81.8%	83%	84%	85%	86%	87%	88%
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度														
81.8%	83%	84%	85%	86%	87%	88%														
評価時期	毎年度末																			

第6章 計画の評価・見直し

第6章から第9章はデータヘルス計画策定の手引きに従った運用とする。以下、手引きより抜粋する。

1 評価の時期

(1) 個別事業計画の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

(2) データヘルス計画の評価・見直し

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行う。

2 評価方法・体制

計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム（成果）指標を中心とした評価指標による評価を行う。評価に当たっては、市町村国保における保健事業の評価を広域連合と連携して行うなど、必要に応じ他の保険者等との連携・協力体制を整備する。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るべきものとすることが重要であり、このため、国指針において、公表するものとされている。具体的には、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、都道府県、国保連、保健医療関係者経由で医療機関等に周知し、配布する。また、これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた概要版を策定し併せて公表する。

第8章 個人情報の取扱い

計画の策定に当たっては、活用するデータの種類や活用方法が多岐にわたり、特にKDBシステムを活用する場合等には、健診結果やレセプトデータ情報を突合し加工した統計情報と、個別の個人情報とが存在する。

特に、健診データやレセプトに関する個人情報は、一般的には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に定める要配慮個人情報に該当するため、慎重に取扱う。南房総市では、個人情報の保護に関する各種法令とガイドラインに基づき、府内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

市町村国保では、介護保険サービスを利用する被保険者が相対的に多いという特性があることから、本計画では、国保及び後期高齢者の課題について一体的実施の観点を踏まえながら分析を行い、対象者に対する保健事業の実施や計画の評価を行う。また、関係機関と連携を実施しながら、被保険者を支えるための地域づくりや人材育成を推進する。

第10章 第4期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

南房総市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取組んできたところである。

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められている。令和5年3月に発表された「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」では、成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示され、成果（アウトカム）に着目したより効率的かつ効果的な事業運営が求められることとなった。

本計画は、第3期計画期間（平成30年度から令和5年度）が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、南房総市の現状を考慮した事業の運営を図ることを目的に策定するものである。

(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的かつ効果的な特定健診・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」においても、特定健診及び特定保健指導の第一の目的は生活習慣病に移行させないことであることに立ち返り、対象者の行動変容につながり成果が出たことを評価するという方針で、成果の見える化と事業の効果分析に基づいた効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導が求められることとなった。

② 第4期特定健診・特定保健指導の見直しの方向性

令和5年3月に発表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」での主な変更点は図表10-1-2-1のとおりである。

南房総市においても、これらの変更点を踏まえて第4期特定健診及び特定保健指導を実施していく。

図表10-1-2-1：第4期特定健診・特定保健指導の主な変更点

区分	変更点の概要	
特定健診	基本的な健診の項目	・血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は隨時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減、その他目標を生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他生活習慣の改善）や腹囲1cm・体重1kg減と設定。 ・プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。時間に比例したポイント設定ではなく介入1回ごとの評価とし、支援Aと支援Bの区別は廃止。ICTを活用した場合も同水準の評価。特定健診実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価。 ・モデル実施は廃止。
	その他	①初回面接の分割実施の条件緩和 ・初回面接は、特定健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱う。 ②生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・特定健診または特定保健指導開始後に服薬開始の場合、特定保健指導の対象者として分母に含めないことを可能とする。 ③生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況の確認、及び特定保健指導対象者からの除外 ・服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たり、確認する医薬品の種類、確認手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外でも事実関係の再確認と同意取得を行うことを可能とする。 ④運用の改善 ・看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長する。

【出典】特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版） 改変

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国の状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれメタボ該当者、及びメタボ予備群該当者という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点では全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離していく目標達成が困難な状況にある（図表10-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表10-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値及び実績

	全保険者		市町村国保				
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	令和3年度 実績			特定健診対象者数
				全体	10万人以上	5千人以上 10万人未満	
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）

厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表10-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表10-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

	令和5年度 目標値 全保険者	令和3年度 実績 全保険者
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）

厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

※平成20年度と令和3年度の推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出

※推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

(2) 南房総市の状況

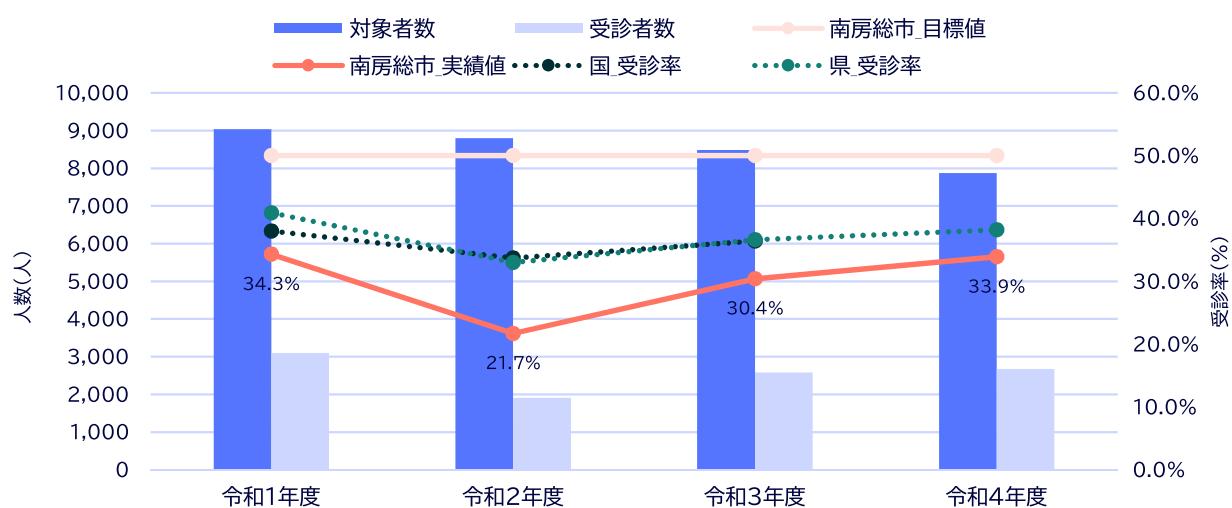
① 特定健診受診率

第3期計画における特定健診の受診状況をみると（図表10-2-2-1）、特定健診受診率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を50.0%としていたが、令和4年度の速報値では33.9%となっており、令和元年度の特定健診受診率34.3%と比較すると0.4ポイント低下している。

令和3年度までで国や県の推移をみると、令和元年度と比較して令和3年度の特定健診受診率について国・県はともに低下している。

男女別及び年代別における令和元年度と令和4年度の特定健診受診率をみると（図表10-2-2-2・図表10-2-2-3）、男性では60-64歳で最も伸びており、50-54歳で最も低下している。女性では40-44歳で最も伸びており、45-49歳で最も低下している。

図表10-2-2-1：第3期計画における特定健診の受診状況（法定報告値）



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	南房総市_目標値	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
	南房総市_実績値	34.3%	21.7%	30.4%	33.9%	-
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-	-
	県	40.9%	33.0%	36.6%	38.2%	-
特定健診対象者数(人)	9,031	8,794	8,477	7,869	-	-
特定健診受診者数(人)	3,099	2,190	2,578	2,668	-	-

【出典】目標値：前期計画

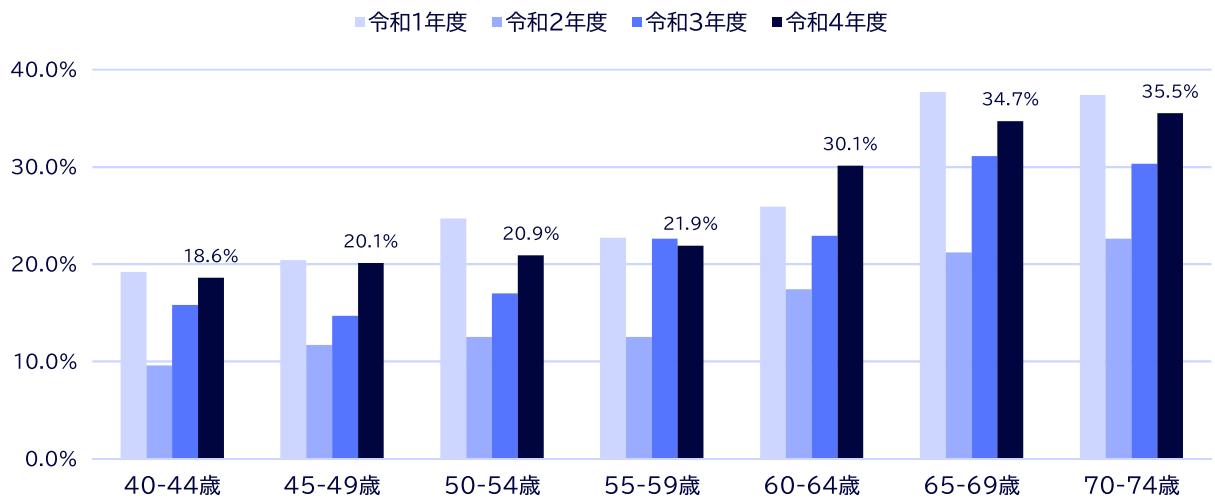
実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（以下同様）

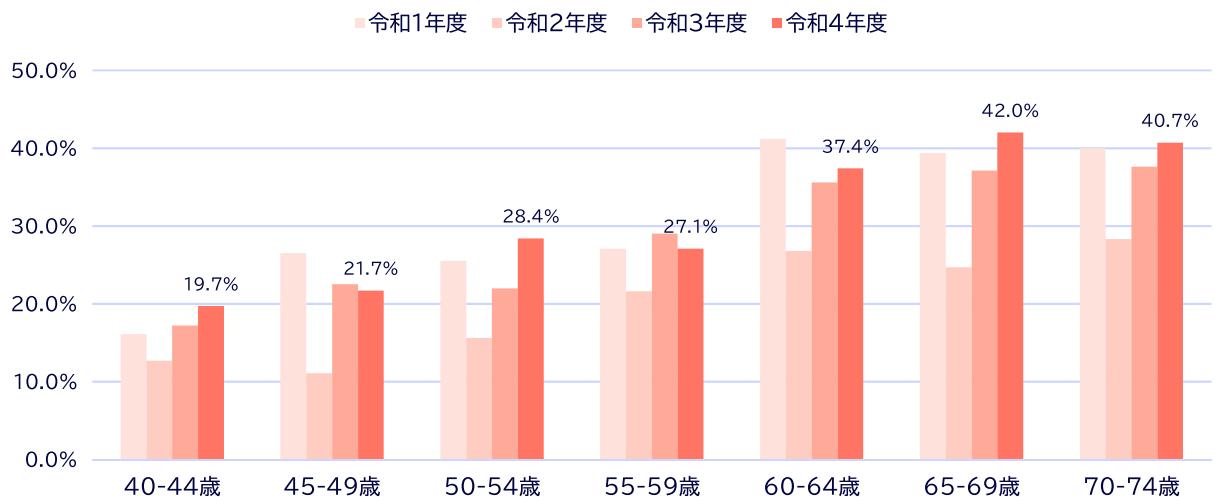
※令和4年度の国の法定報告値及び令和5年度法定報告値は令和5年12月時点で未公表のため、表は「-」と表記している

図表10-2-2-2：年齢階層別_特定健診受診率_男性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和元年度	19.2%	20.4%	24.7%	22.7%	25.9%	37.7%	37.4%
令和2年度	9.6%	11.7%	12.5%	12.5%	17.4%	21.2%	22.6%
令和3年度	15.8%	14.7%	17.0%	22.6%	22.9%	31.1%	30.3%
令和4年度	18.6%	20.1%	20.9%	21.9%	30.1%	34.7%	35.5%
令和元年度と令和4年度の差	-0.6	-0.3	-3.8	-0.8	4.2	-3.0	-1.9

図表10-2-2-3：年齢階層別_特定健診受診率_女性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和元年度	16.1%	26.5%	25.5%	27.1%	41.2%	39.4%	40.0%
令和2年度	12.7%	11.1%	15.6%	21.6%	26.8%	24.7%	28.3%
令和3年度	17.2%	22.5%	22.0%	29.0%	35.6%	37.1%	37.6%
令和4年度	19.7%	21.7%	28.4%	27.1%	37.4%	42.0%	40.7%
令和元年度と令和4年度の差	3.6	-4.8	2.9	0.0	-3.8	2.6	0.7

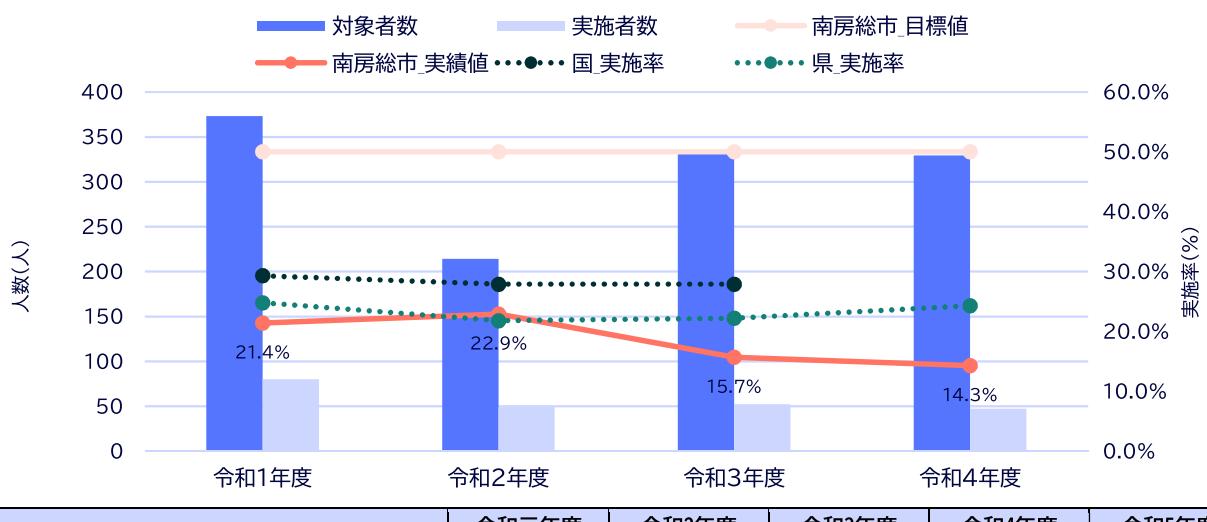
【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導実施率

第3期計画における特定保健指導の実施状況をみると（図表10-2-2-4）、特定保健指導実施率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を50.0%としていたが、令和4年度の速報値では14.3%となっており、令和元年度の実施率21.4%と比較すると7.1ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国・県より低い。

支援区分別での特定保健指導実施率の推移をみると（図表10-2-2-5）、積極的支援では令和4年度は11.3%で、令和元年度の実施率11.5%と比較して0.2ポイント低下している。動機付け支援では令和4年度は15.3%で、令和元年度の実施率25.4%と比較して10.1ポイント低下している。

図表10-2-2-4：第3期計画における特定保健指導の実施状況（法定報告値）



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定保健指導実施率	南房総市目標値	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
	南房総市実績値	21.4%	22.9%	15.7%	14.3%	-
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-	-
	県	24.8%	21.8%	22.2%	24.3%	-
特定保健指導対象者数(人)	373	214	331	329	-	-
特定保健指導実施者数(人)	80	49	52	47	-	-

【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※令和4年度の国の法定報告値及び令和5年度法定報告値は令和5年12月時点で未公表のため、表は「-」と表記している

図表10-2-2-5：支援区分別特定保健指導の実施率・対象者数・実施者数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援	実施率	11.5%	20.0%	7.4%	11.3%
	対象者数(人)	78	40	54	62
	実施者数(人)	9	8	4	7
動機付け支援	実施率	25.4%	24.7%	17.6%	15.3%
	対象者数(人)	295	174	278	268
	実施者数(人)	75	43	49	41

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計

※図表10-2-2-4と図表10-2-2-5における対象者数・実施者数のすれば法定報告値とKDB帳票の差によるもの

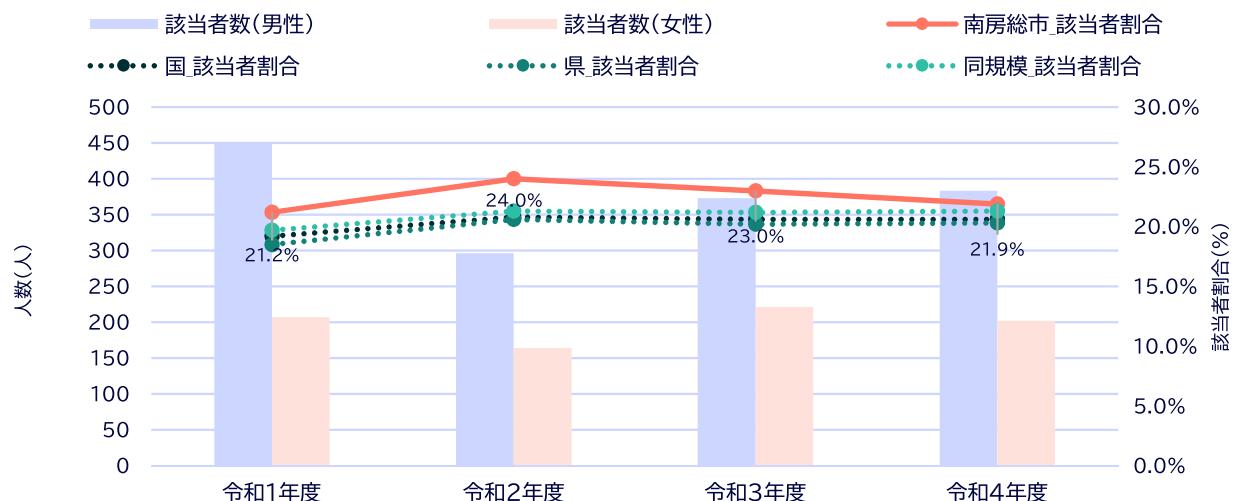
③ メタボリックシンドロームの該当者数・予備群該当者数

特定健診受診者におけるメタボ該当者数の数をみると（図表10-2-2-6）、令和4年度におけるメタボ該当者数は585人で、特定健診受診者の21.9%であり、国・県より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ該当者数は減少しており、特定健診受診者に占める該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者に占める該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-6：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・割合



メタボ該当者	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合
南房総市	658	21.2%	460	24.0%	594	23.0%	585	21.9%
男性	451	30.6%	296	34.6%	373	32.3%	383	30.6%
女性	207	12.7%	164	15.5%	221	15.5%	202	14.2%
国	-	19.2%	-	20.8%	-	20.6%	-	20.6%
県	-	18.5%	-	20.6%	-	20.2%	-	20.3%
同規模	-	19.7%	-	21.3%	-	21.2%	-	21.3%

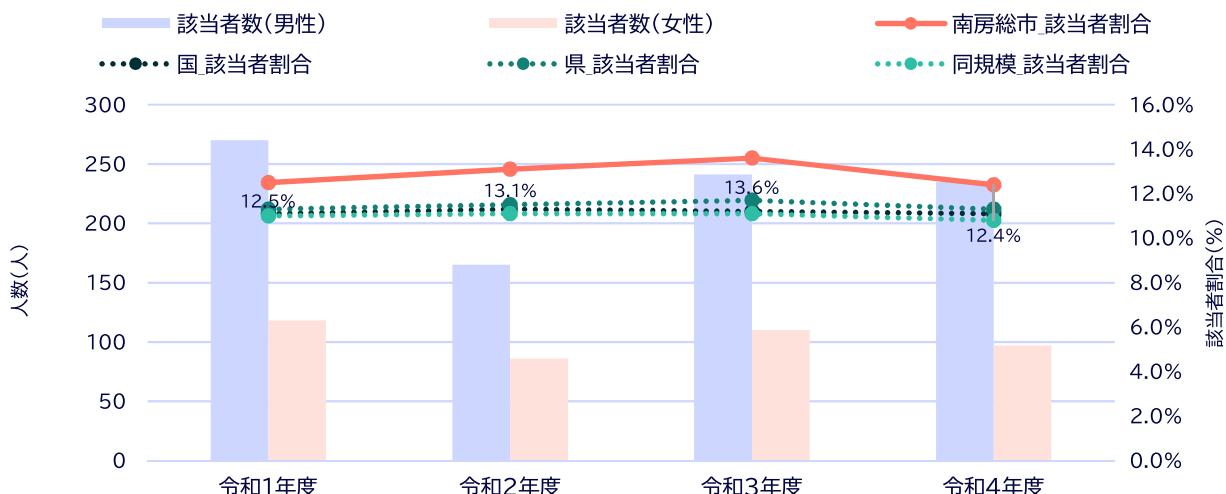
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数をみると（図表10-2-2-7）、令和4年度におけるメタボ予備群該当者数は332人で、特定健診受診者における該当割合は12.4%で、国・県より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ予備群該当者数は減少しており、特定健診受診者における該当割合は低下している。

男女別にみると、メタボ予備群該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者における該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-7：特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数・割合



メタボ予備群 該当者	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	
南房総市	388	12.5%	251	13.1%	351	13.6%	332	12.4%	
	男性	270	18.3%	165	19.3%	241	20.9%	235	18.8%
	女性	118	7.3%	86	8.1%	110	7.7%	97	6.8%
国	-	11.1%	-	11.3%	-	11.2%	-	11.1%	
県	-	11.3%	-	11.5%	-	11.7%	-	11.3%	
同規模	-	11.0%	-	11.1%	-	11.1%	-	10.8%	

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

メタボ該当者	腹囲 85cm (男性) 90cm (女性) 以上	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者		以下の追加リスクのうち1つ該当
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

(3) 国の示す目標

第4期計画においては図表10-2-3-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診の全国平均受診率70%以上、特定保健指導の全国平均実施率45%以上を達成することが設定されている。目標値は、第3期計画目標の目標値から変更されていない。市町村国保における目標値も第3期からの変更ではなく、特定健診受診率及び特定保健指導実施率のいずれも60%以上と設定されている。

また、メタボ該当者及びメタボ予備群の減少率についても、第3期に引き続き、平成20年度比25%以上減と設定されている。

図表10-2-3-1：第4期計画における国が設定した目標値

	全国（令和11年度）	市町村国保（令和11年度）
特定健診受診率	70%以上	60%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25%以上減	

【出典】厚生労働省 第4期特定健康診査等実施計画期間における保険者種別の目標値について

(4) 南房総市の目標

特定健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値は図表10-2-4-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診受診率を45.0%、特定保健指導実施率を25.0%まで引き上げるように設定する。

特定健診対象者及び特定保健指導実施者の見込み数については、図表10-2-4-2のとおりである。

図表10-2-4-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
特定保健指導実施率	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%

図表10-2-4-2：特定健診対象者・特定保健指導実施者の見込み数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定 健診	対象者数（人）	7,525	7,285	7,045	6,805	6,564	6,323
	受診者数（人）	3,386	3,278	3,170	3,062	2,954	2,845
特定 保健 指導	対象者数 (人)	合計	418	405	392	378	365
		積極的支援	79	76	74	71	69
		動機付け支援	339	329	318	307	296
	実施者数 (人)	合計	105	101	99	95	91
		積極的支援	20	19	19	18	17
		動機付け支援	85	82	80	77	74

※各見込み数の算出方法

特定健診対象者数：40-64歳、65-74歳の推計人口に令和4年度の各層の国保加入率を乗じて算出

特定健診受診者数：特定健診対象者数に特定健診受診率の目標値を乗じて算出

特定保健指導対象者数：合計値は、特定健診受診者数に令和4年度の特定保健指導該当者割合を乗じて算出

支援区分別対象者数は、合計値に令和4年度の対象者割合を乗じて算出

特定保健指導実施者数：特定保健指導対象者数に特定保健指導実施率の目標値を乗じて算出

3 特定健診・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健診

① 実施目的・対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の適かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

対象者は、南房総市国民健康保険加入者で、当該年度に40歳から74歳となる人に実施する。

② 実施期間・実施場所

集団健診は、8月から10月にかけて実施する。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し、選定する。

個別健診は、8月から12月にかけて実施する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い、特定健診受診者全員に図表10-3-1-1の「基本的な健診項目」を実施する。また、一定の基準のもと医師が必要と判断した場合には、「詳細な健診項目」を実施する。

図表10-3-1-1：特定健診の健診項目

項目	
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・診察（既往歴（服薬歴、喫煙歴を含む）、自他覚症状）・身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）・血圧・血中脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（Non-HDLコレステロール））・肝機能検査（AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)）・血糖検査（HbA1c、空腹時血糖、やむを得ない場合には随時血糖）・尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

④ 実施体制

健診の委託に際しては、利用者の利便性を考慮するとともに、健診の質の担保のために適切な精度管理維持が求められるため、国の委託基準（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）を満たす健診機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。

⑤ 健診結果の通知方法

特定健診受診者については、情報提供用リーフレット及び健康相談の日程表を同封し、対象者に結果通知表を郵送する。

⑥ 事業者健診等の健診データ収集方法

南房総市国民健康保険被保険者が「労働安全衛生法」に基づく健康診断や人間ドックを受診した場合は、本人から健診結果データを提供してもらい、特定健診受診率に反映する。

また、定期的に医療機関で検査をしている者などが、特定健診と同等の検査項目を検査済の場合、本人同意のもと、医療機関からデータ提供を受け、特定健診受診率に反映する。

(2) 特定保健指導

① 実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施する。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とする。また、2年連続して積極的支援対象者に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している場合、2年目は、動機付け支援相当の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

図表10-3-2-1：特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク (血糖・血圧・脂質)	喫煙歴	対象年齢	
			40~64歳	65歳-
男性 $\geq 85\text{cm}$ 女性 $\geq 90\text{cm}$	2つ以上該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で $BMI \geq 25\text{kg/m}^2$	3つ該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	なし/あり	動機付け支援	

参考：追加リスクの判定基準

追加リスク	血糖	空腹時血糖 100mg/dL 以上、またはHbA1c 5.6% 以上
	血圧	収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上
	脂質	空腹時中性脂肪 150mg/dL 以上（やむを得ない場合には随時中性脂肪 175mg/dL 以上）、 またはHDLコレステロール 40mg/dL 未満

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

② 重点対象

対象者全員に特定保健指導を実施するが、効率的、効果的な特定保健指導を実施するため、特に支援が必要な層及び効果が期待できる層に重点的に特定保健指導の利用勧奨を行う。

③ 実施期間・内容

積極的支援及び動機付け支援ともに保健師または管理栄養士の指導のもと、初回面接で改善目標を立て、生活習慣改善のための行動計画を設定する。3か月後に振り返りとなる評価面接を実施する。

積極的支援は、初回面接後、2週間後から定期的な電話支援で、生活状況の確認やアドバイスを行い、初回面接から3か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について最終評価を行う。

動機付け支援は、初回面接による支援を行い、1か月後に電話や手紙等で支援し、継続率、メタボ解消率の向上を図る。初回面接後、3か月間後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について、電話・メール個別面接等による実績評価を行う。

④ 実施体制

特定保健指導の委託に際しては、特定健診と同様に国の委託基準を満たす機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。利用者の利便性を考慮するとともに、保健指導の質を確保するなど適正な事業実施に努める。

4 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組

(1) 特定健診

① 受診勧奨

新たなツールを活用した受診勧奨方法として、受診率向上に有効である人工知能（A I）を活用した受診勧奨を用いて、さらに効果的・効率的な内容を検討し、受診率が低い59歳以下を中心に継続して実施していく。

② 利便性の向上

その他のがん検診との同時実施を検討する。

健診実施方法及び受診勧奨を検討する。

③ 関係機関との連携

安房医師会と連携を図り、医師の理解・協力を得る

千葉県国民健康保険連合会からの支援・助言を得る

受診勧奨の委託業者との意見交換や協議の場を設ける

④ 健診データ収集

医療機関での検査や職場での健診データを活用する（みなし健診）

⑤ 早期啓発

フレッシュ健診実施することにより39歳以下の受診勧奨・健診の実施

⑥ インセンティブの付与

自分の健診結果等を閲覧できるマイナポータルの普及活用促進

取組項目	取組内容	取組概要
新たなツールを活用した受診勧奨	LINEによる受診勧奨	南房総市公式LINEを活用
利便性の向上	休日健診の実施/予約サイト/自己負担額の軽減/がん検診との同時受診	土・日健診の実施/ロゴフォームによる予約受付/結核・肺がん健診・胃がん健診・大腸がん検診・前立腺がん検診と同時に実施
関係機関との連携	かかりつけ医と連携した受診勧奨	ポスター掲示/施設健診・検査結果連絡票の活用
健診データ収集	連合会の未受診者医療情報収集事業を活用/特定健診以外の検査データの活用	KDBを活用しAIによる受診勧奨ハガキの送付
早期啓発	20~39歳以下の受診勧奨/フレッシュ健診の実施	フレッシュ健診の実施
インセンティブの付与	マイナポータルの普及活用促進	マイナポータルの普及活用促進

(2) 特定保健指導

① 利用勧奨

委託業者による架電による利用勧奨

② 利便性の向上

休日の保健指導の実施

Webによる遠隔面接の実施

③ 内容・質の向上

ICTを使用した遠隔の保健指導

特定保健指導実施者の研修

委託業者（アウトソーシング機関）の連携強化

④ 早期介入

ICT保健指導の実施

健診初回面接の体制検討

⑤ 関係機関との連携

安房医師会、かかりつけ医との連携

⑥ 新たな保健指導方法の検討

ICTを使用した遠隔の保健指導

経年データを活用した保健指導

取組項目	取組内容	取組概要
新たなツールを活用した利用勧奨	架電による利用勧奨	委託業者による架電による利用勧奨
利便性の向上	休日の保健指導の実施/遠隔面接の実施	休日の保健指導の実施/遠隔面接の実施
内容・質の向上	研修会の実施	休日の保健指導の実施/遠隔面接の実施
業務の効率化	実施機関の負荷軽減	ICTを使用した遠隔の保健指導
早期介入	健診会場での初回面接の実施検討	健診会場での初回面接の実施検討
関係機関との連携	医療機関と連携した利用勧奨/地域の専門職のマンパワー活用	安房医師会、保健推進委員協議会との連携
インセンティブの付与	運動施設の利用/マイナポータルの普及活用促進	市内の運動施設の利用促進 マイナポータルの普及活用促進
新たな保健指導方法の検討	先行研究結果が出ているICTツールの導入/経年データを活用した保健指導	ICTを使用した遠隔の保健指導

5 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、作成及び変更時は、南房総市のホームページ等により公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、南房総市のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に関しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。

(3) 実施計画の評価・見直し

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群の減少率については、本計画の最終年度（令和11年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を3年ごとに点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行う。

参考資料 用語集

行	No.	用語	解説
あ行	1	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別からGFRを推算したもの。GFRは腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が1分間にどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFRが1分間に60ml未満の状態または尿たんぱくが3か月以上続くとCKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	2	医療費の3要素	医療費の比較には、医療費総額を被保険者数で割った1人当たり医療費を用いる。一人当たり医療費は以下の3つの要素に分解でき、これを医療費の3要素という。 受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数 1件当たり日数：受診した日数/レセプト件数 一日当たり医療費：総医療費/受診した日数
	3	HDL-C	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	4	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で大部分が肝細胞に含まれている。肝臓の細胞が障害を受けるとALTが血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALTの数値が高い場合は、肝臓の病気が疑われる。
	5	LDL-C	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か行	6	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを探し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	7	虚血性心疾患	虚血性心疾患には、狭心症や心筋梗塞がある。狭心症は動脈硬化などによって心臓の血管（冠動脈）が狭くなり、血液の流れが悪くなった状態。一方、心筋梗塞は、動脈硬化によって心臓の血管に血栓（血液の固まり）ができる血管が詰まり、血液が流れなくなってしまい心筋の細胞が壊れてしまう病気。
	8	空腹時血糖	血糖値は、血液中に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のこと、食前食後で変動する。空腹時血糖は食後10時間以上経過した時点での血糖値。
	9	KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	10	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えしていく。
	11	健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	12	後期高齢者医療制度	公的医療保険制度の1つで、75歳以上の人、そして65歳から74歳まで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険。
	13	高血圧症	高血圧は、血圧が高いという病態。高血圧症とは、繰り返し測っても血圧が正常より高い場合をいう。
	14	後発医薬品 (ジェネリック医薬品)	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が承認を行っているもの。
	15	高齢化率	全人口に占める65歳以上人口の割合。
さ行	16	脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたした状態。
	17	疾病分類	世界保健機関（WHO）により公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定めたものであり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として、広く用いられているもの。
	18	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを探し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	19	受診勧奨対象者	特定健診受診者のうち、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超える者。
	20	人工透析	機能が著しく低下した腎臓に代わり、機械で老廃物を取り除くこと。一般的に行われている「血液透析」は、患者の腕の血管から血液を取り出し、老廃物を除去する。

行	No.	用語	解説
た行	21	腎不全	腎臓の中にある毛細血管の集合体で、血液を濾過する「糸球体」の網の目が詰まり、腎臓の機能がおち、老廃物を十分排泄できなくなる状態。
	22	診療報酬明細書 (レセプト)	病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求するときに使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。
	23	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。
	24	積極的支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに2又は3以上該当した者に対して実施する特定保健指導。65歳以上75歳未満の者については「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
た行	25	中性脂肪	肉や魚・食用油など食品中の脂質や、体脂肪の大部分を占める物質。単に脂肪とも呼ばれる。
	26	動機付け支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに1又は2つ該当した者に対して実施する特定保健指導。
	27	糖尿病	インスリンの作用不足により高血糖が慢性的に続く病気。網膜症・腎症・神経障害の3大合併症をしばしば伴う。
	28	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。高血糖状態が継続することで腎臓の濾過装置である糸球体が障害され、腎機能の著しい低下を認める。一度低下した腎機能の回復は難しく、進行すると人工透析が必要となる場合も多い。
	29	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
	30	特定健康診査等実施計画	保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法等を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、作成する計画。
	31	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。
な行	32	日本再興戦略	平成25年6月に閣議決定された、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示す戦略。
	33	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
	34	脳血管疾患	脳の動脈硬化が進み、脳の血管が詰まったり破れたりする病気の総称。
は行	35	BMI	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重（やせ）の判定に用いられ、体重（kg）/身長（m ² ）で算出される。
	36	PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

行	No.	用語	解説
	37	標準化死亡比 (SMR)	基準死亡率（人口10万対の死者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死者数と実際に観察された死者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。
	38	腹囲	ヘその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンдроумを診断する指標の一つ。
	39	平均自立期間	要介護2以上を「不健康」と定義して、平均余命からこの不健康期間を除いたもので、0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間。
	40	平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、本計画書では0歳での平均余命を示している。
	41	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA (HbA) にグルコース（血糖）が非酵素的に結合したもの。糖尿病の過去1~3ヶ月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
ま行	42	未治療者	健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者。
	43	メタボリックシンдроум	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンдроумには当てはまらない。
や行	44	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。

令和6年3月

